

令和八年
六月 青森県議会第三百二十六回定例会会議録 第三号

令和八年六月十九日（金）議事日程 第三日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（山谷清文、安藤晴美、伊吹信一、大澤敏彦各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十六名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工藤 慎 康

三番 井本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大澤 祥 宏

九番 大平 陽 子

十一番 夏坂 修

十三番 吉田 ゆかり

十五番 成田 陽 光

十七番 大崎 光 明

十九番 和田 寛 司

二十一番 菊池 勲

二十三番 田端 深 雪

二番 阿部 祐 己

四番 工藤 悠 平

六番 夏堀 嘉一郎

八番 北向 由 樹

十番 斉藤 孝 昭

十二番 後藤 清 安

十四番 大澤 敏 彦

十六番 福士 直 治

十八番 木明 和 人

二十番 小比類巻 正 規

二十二番 高畑 紀 子

二十四番 吉俣 洋

二十五番 鶴賀谷 貴 227番 花田 栄 介

二十八番 齊藤 爾 229番 寺田 達 也

三十番 蛭沢 正 勝 311番 高橋 修 一

三十二番 夏堀 浩 一 313番 櫛引 ユキ子

三十四番 川村 悟 315番 安藤 晴 美

三十六番 今 博 318番 山谷 清 文

三十九番 丸井 裕 40番 山田 知

四十一番 三橋 一 三 412番 工藤 兼 光

四十三番 森内 之保留 414番 清水 悦 郎

四十五番 田中 順 造 416番 田名部 定 男

四十七番 伊吹 信 一 418番 鹿内 博

欠 員 二名

二十六番 三十七番

出席事務局職員

局長 工藤 正 明 次 長 角 田 真 士

議事課長 角 田 正 人 総括主幹 下 村 恭 子

総括主幹 山 口 友 一 総括主幹専門員 中 野 弥 寿 喜

主 幹 畠 山 裕 太 主 査 北 沢 友 規

主 事 山 口 奈 津 紀

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事	奥 田 忠 雄
総 務 部 長	三 浦 猛 史
財 務 部 長	千 葉 雄 文
総合政策部長	後 村 文 子
子ども家庭部長	細 谷 健 司
交通・地域社会部長	舩 木 久 義
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸
健康医療福祉部長	秋 野 桂
経済産業部長	上 沢 謙 一
観光交流推進部長	工 藤 泰 正
農林水産部長	栗 林 豊
県土整備部長	新 屋 孝 文
危機管理局長	築 田 潮
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫
会計管理者	佐 藤 剛
病院事業管理者	大 山 力
教 育 長	風 張 知 子
警察本部長	安 田 貴 司
監 査 委 員	佐 々 木 知 彦
	監査委員事務局長 佐 藤 広 之
	理事(教育次長) 坂 上 佳 苗
	警 務 部 長 中 村 寛
	病 院 局 長 泉 谷 和 彦

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一般質問 継続

○議長（工藤慎康） 一般質問を継続いたします。

三十八番 山谷清文議員の登壇を許可いたします。—— 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） おはようございます。自由民主党の山谷清文

です。通告に従って質問してまいります。

私の最初の質問は、青森大変革の推進についてであります。

今年三月、青森市の教育委員会から、私にとりましては驚くべき発表がありました。それは、私の母校でもあり、現在、学校の後援会とも言える奨学会の会長を務めさせていただいている青森市立橋本小学校が、来年三月いっぱいで閉校となるというものであります。

橋本小学校は、一八七七年（明治十年）に開校し、来年は創立百五十周年を迎える予定でした。卒業生の総数は一万七千三百人を超え、その中には、詩人で劇作家、映画監督の寺山修司氏、報道写真家として著名な沢田教一氏、エベレスト最高齢登頂などで世界的に知られる冒険家の三浦雄一郎氏などをはじめ、多くの著名な人材を輩出したことでも知られております。

その後、閉校については、テレビや新聞のニュースでも取り上げられました。が、地域では、百五十周年の記念式典の話題も始めていた中で、発表でしたので、周辺町会の住民の方々をはじめ、多くの卒業生からは、驚きとともに、落胆の声が多く聞かれました。しかしながら、現在の在校生が僅か六名。最近は入学式や卒業式も行われない年もあるという現実の前では、残念ながら致し方ないという思いの方が多かったのではないのでしょうか。

青森市の中心部には、このほかにも在校生が百人に満たない小規模小学校が複数校ありますが、今後は、生徒数の減少により、同じように閉校に至るケースが出てくるのではないかと懸念されております。このたびの橋本小学校の閉校が市の中心部に位置する小学校の閉校であることから、青森県の抱える人口減少と少子化問題が如実に表れた事例として捉えておく必要があると思います。

また、人口減少と少子化に関して、厚生労働省が先頃公表した二〇二五年の人口動態統計の概数によると、青森県の出生数は初めて五千人を下回る四千七百三十七人、合計特殊出生率は、統計開始以来、過去最低

の一・一〇を記録し、全国平均の一・一四をも下回る結果となりました。これらの数字を見て思ったのは、宮下知事の推進する青森モデルの取組がなければもっと厳しい数字になっていたのではないかということでありました。

このような中、県においては、一昨年より「AX(Aomori Transformation)〈青森大変革〉」を基本理念に、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋を県と県民が共有する基本方針とし、挑戦、対話、DXの三つを県政運営の中心に据え、政策を推進してきております。計画期間五年の中間年となる本年においては、県の新年度予算の編成方針として、徹底した事業の見直しや廃止を行いながら、GX関連産業など地域特性を生かした仕事づくりや共生社会の実現、そして若者の定着や還流など、三点を最優先に取り組むテーマとして位置づけ、本県の抱える様々な課題に取り組み、新しい青森県づくりを進めていくこととしております。

しかしながら、計画のスタートからそれほど年月がたっていないにもかかわらず、青森県の出生数や人口の減少は想定以上のスピードで悪化し、まさにレッドゾーンに達している状況であると言わざるを得ません。

そこでお尋ねいたしますが、現在の青森県の課題に対応するため、青森大変革を基本理念とする青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の取組状況と今後の方向性について伺いたいします。

続いての質問は、県職員に対するカスタマーハラスメント対策についてであります。

近年、顧客などが従業員に対して、社会通念上、許されないレベルの大声、暴言、長時間の叱責、脅迫的な発言、不当な要求などを行う迷惑行為であるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが大きな社会問題となっております。これを受け、昨年六月には労働施策総合推進法が改正され、本年十月一日から、企業等には、カスハラ防止のため、雇用

管理上、労働者を守るための必要な措置を講じることが義務づけられることとなりました。

一方、ここ数年來、全国の自治体においても職員に対するカスハラが横行し、その対策に苦慮してきているようであります。総務省が行った全国の自治体職員へのアンケートによると、過去三年間にカスハラを受けた経験がある人は三割を超えていると報告されております。公共サービスの最前線にいる自治体職員だからこそ、矢面に立たされている現状がうかがわれます。

その主なものとしては、行政サービスの利用者等から職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であり、窓口業務が中心だと言われておりますが、現在はその他の業務にも見られ、多岐に及んでいるようであります。しつかりとしたカスハラ対策により、メンタル不調により職員が疲弊し、休職や離職につながらないよう、また、訴訟や苦情対応時間の減少、応対品質の安定、公務への信頼確保などが期待されることから、カスハラ対策の整備は非常に重要になってきていると思われ

ます。

そこで質問いたしますが、県の知事部局におけるカスタマーハラスメント対策の内容について伺いたいします。

また、現在における対策の効果と今後の対応について伺いたいします。

次は、物価高騰対策についてであります。

四年以上にも及ぶロシアによるウクライナへの侵攻に加え、今年二月にはアメリカとイランの間で大規模な軍事衝突が発生し、いまだに中東情勢は不安定なものとなっております。その影響は全世界に及び、我が国においても、原油価格の上昇やガソリン価格の上昇によるエネルギー、物流、そして物価の高騰などに大きな影響が出ております。また、我が県におきましても、全国的なインフレや地方経済の縮小などを反映して、食料品や日用品、医療品をはじめ、ガソリン価格を中心とした物

価の大幅な上昇が見られ、県民生活への不安が増大してきております。そこでまず、本県の物価の状況について、県の認識をお伺いいたします。

また、もう既に多くの市町村においては、物価高騰対策としてデジタル商品券等が配布されておりますが、県民の生活を守るための政策として、県におけるプレミアム商品券発行支援事業について、その目的と実施概要についてお伺いいたします。

続いての質問は、ツキノワグマ出没対策についてであります。

去る五月十五日午後四時過ぎ、外出先から帰ってきたところ、自宅前で近所の方から、ア・ベイに熊が出たみたいですよと知らされました。まさかこんな町なかに白昼堂々熊が出るとはには信じられず、最初は青森湾にゴジラが出たと同じ類いのジョークだと思いましたが、夕方のテレビのニュースでジョークではなく、事実であることが分かり、愕然といたしました。自宅から百メートルほどしか離れていない国道柳町角にある複合商業施設「クロスタワー ア・ベイ」の一階の店舗にツキノワグマが立て籠もっているとのことでした。県庁や市役所、裁判所や商店、飲食店なども並ぶ町の中心部になぜ、そして、どうやって山のほうからセントラルパークや青い森鉄道の線路、さらに国道を渡って市の中心部に到達できたのか、いまだに不思議でなりません。その後、このツキノワグマはア・ベイ一階のパン店に三時間ほど居座った後、午後六時過ぎにガバメントハンターによる緊急銃撃で駆除されました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、もはやツキノワグマは山だけでなく、どこに出てもおかしくないということが分かりました。

このことがあって、私も青森県が運用する出没情報管理システム「くまログあおもり」を利用するようになりましたが、その日以降も連日青森市内全域で、多い日には同時多発的に六十件を超える目撃情報等が寄せられ、それに伴い、青森市内においては小・中学校が休校の措置を取ったり、運動会などの学校行事の変更を余儀なくされたり、また、市内

全域においては昼夜を問わず人通りが少なく、閑散とした日々が続いておりました。熊が出るかもしれないという恐怖心からでしたが、まるでコロナの頃をほうふつとさせるような状況でございました。

しかしながら、ツキノワグマの出没情報を知る上で有効な手段と思われるべく、くまログあおもりにも問題がありました。それは、出没情報の中に、一度に二百匹のツキノワグマが出没しているという現実離れしたものや、実際にはなかった県庁東棟付近にツキノワグマの出没情報が出されていたり、悪ふざけと思われる虚偽情報の投稿が数多くあったという問題であります。実際にツキノワグマの出没が相次いでいる中で、虚偽情報は人命に関わる本当に必要な注意喚起や地域全体の危機感を低下させることにつながってしまうおそれがあることから、決して許されるものではありません。ここで思ったのは、今求められているのは、リアルタイムで正確かつ有意義な情報が収集され、それに対してどのような対策が取られているのかということでありました。

今後は、ツキノワグマの個体数をしっかりと調査しながら、そのデータを集積した上で、県民に対して正確な出没情報を提供することが重要であると考えますが、現状のツキノワグマ出没情報の有効活用に向けた県の対応についてお伺いいたします。

また、明治時代から今日までの近代において、青森市の中心部にツキノワグマが出没した記録はないとされておりましたが、ツキノワグマがいとも簡単に市中心部に到達できたということは、市民にとっても大きな脅威となりました。私自身も、まさか県庁に行くのにツキノワグマに気をつけることになるとは考えも及びませんでした。また、後で分かったことですが、市街地に出没したツキノワグマは一種のパニック状態になり、人に危害を加えることが多いということも分かりました。

そこで、今後、再び市街地にツキノワグマが出没した際の県の対応についてお伺いいたします。

次は、道路の除排雪対策についてです。

鉄は熱いうちに打て、雪は暑いうちから備えろと言われますが、雪国青森では、あと半年もすれば、また空から雪が降ってまいります。三年続きの豪雪に備えるために、道路の除排雪について質問してまいります。

まだ記憶に新しいところですが、今年の一月、二月は、青森県の各所で記録的な大雪に見舞われました。青森市におきましても、昨年の十二月から徐々に雪が降り始め、年が明けた今年の一月末から二月にかけて、昼夜を分かたず、また、休むいとまもなく降り続き、二月一日には、とうとう最深積雪百八十三センチに達しました。四十年ぶりの大雪でございました。山にも野にも、そして町なかにも、どこもかしこも見渡す限り雪に覆われることとなりました。

このような中、青森市内では、車道も人の歩く歩道も雪だらけで身動きが取れなくなり、その結果、市民生活にも甚大な影響が及び、屋根雪等で市民の生命さえ危ぶまれたことから、県は十四年ぶりに陸上自衛隊に対して災害派遣要請を行ったのであります。また、今年は例年になく私にも多くの市民の方から雪に対する苦情や相談が寄せられました。その方たちの声から分かったことは、国道も県道も市道も、あの豪雪の中では、ほぼ全ての道路において除排雪が滞り、市内の多くの場所がロックアウト状態になっていたということでありました。実際に、私の自宅の前の国道四号も雪により車線が少なくなつたことから、数日にわたり、朝から夜間まで車の渋滞が続いておりました。市内の交通網の大動脈である国道も、骨格をなす幹線の県道、そして枝葉である市町村道という流れがほとんど機能不全に陥っていたのであります。

そこで、今年のような豪雪の場合に、県管理道路において今後も効率的な除排雪を実施するためには、まず、今年の除排雪に関する検証を踏まえた評価が必要であると考えます。

そこで、今年の一月、二月の豪雪時における県管理道路の除排雪について、県はどのように評価しているのかお伺いいたします。

また、県内の道路の除排雪に関する恒常的な問題として指摘されているのが、雪捨場の不足や除雪機械と人員不足の問題であります。雪捨場について、青森市においては、先頃、市内の小・中学校五十五校を対象に、学校の敷地を雪捨場として開放することを検討しているということが発表されました。市内全域にある小・中学校の敷地を国や県の除排雪にも使えるようになれば、効率的な除排雪を考える上では大きな前進になると思います。

このように、雪捨場の問題一つ取り上げても、効率的な除排雪体制を構築するためには、国、県、市町村の道路管理者間の連携と協力が重要であると考えますが、県は今後、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

また、今年の豪雪の中にあつて、県庁舎周辺の道路は多くの車両によるスタック通りと化していましたが、県庁に近い新町通りだけは雪のないう快適な道路状況でありました。新町通りだけは路面に雪がなく、車の運転も安心して行うことができました。海水融雪があつたからであります。

以前は、通称柳町通りや県庁西棟前の八甲通りにも海水融雪設備がつながつて敷設されていたことを覚えておりますが、そのことから、青森県警察本部や北棟にある県の災害対策本部、さらには青森市の消防本部など、危機管理上も重要な部署が集中して立地している現状を考えると、冬期間の災害発生時においても雪を心配することがないように、県庁舎周辺の市道部分について、県道青森停車場線、通称新町通りの海水融雪を延伸利用すべきと考えますが、県の考え方についてお伺いいたします。

続いては、青森港におけるクルーズ船の寄港促進についてであります。

今年は、青森港開港四百年の節目の年であります。今年の青森港へのクルーズ船の寄港は、東北で最大規模の四十六回と過去最多を更新する

見込みとなっております。三月以降、青森港には毎週のようにクルーズ船の寄港が見られ、町なかにはクルーズ船の乗客と思われる外国人の姿も多く見られ、町のにぎわいづくりに大いに貢献しているように感じます。

そして、連休中の五月四日の朝、巨大クルーズ船「オペーション・オブ・ザ・シーズ」、乗員乗客六千人が青森港の沖館埠頭に初入港いたしました。一日に横浜市を出港し、カナダのバンクーバーへ向かうこの船は、総トン数は十六万八千六百六十六トン、全長三百四十八メートルと、青森県に寄港するクルーズ船としては過去最大級の規模でありました。全長は、東京タワーの三百三十三メートルよりも長く、総トン数では、あの世界最大級であった戦艦大和の二倍以上にもなるという、まさに巨艦中の巨艦でありました。私も見学に行つてまいりましたが、岸壁近くには多くの市民が集まり、誰もがその船体の迫力に驚いていたようでありましたが、私もその船体の大きさに圧倒されてしまいました。

今後、クルーズ船の寄港に関しては、青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの中において、将来的にクルーズ船寄港を百隻、クルーズ乗客数十万人を目標としておりますが、クルーズ船の寄港拡大や大型化に対応した整備に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、クルーズ船の寄港が拡大する中、安定かつ安全な入出港に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

さらに、青森商工会議所が今年の四月に青森市中心商店街を対象に行つたクルーズ船の外国人乗客の受入れ状況に関する調査結果によると、クルーズ船の乗客からの聞き取りでは、県内での消費額を一万円未満とした回答が九割を占め、経済効果を十分に享受できていないという現状が指摘されておりました。

そこで、今後、クルーズ船の寄港の拡大が期待される中で、寄港による観光消費の拡大に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺い

いたします。

続いては、青森空港の活性化に向けた取組についてです。

先頃、二〇二五年度の青森空港の利用客数が、過去二十年間で最多だった昨年度の百二十五万九千二百三十四人を上回る百三十二万六千九百三十八人を数え、第二次青森空港活性化ビジョンにおける目標百三十万人が達成される見込みであることが分かりました。要因としては、利用者が多い東京（羽田）線で繁忙期に機材が大型化したほか、台北線が通年運航となったことなどを背景に、国内・国際線ともに好調だったことが挙げられております。

このほか、ビジョンで目標に掲げていた国際線の週九便運航については、現在は十二便に増加し、これも達成されたことから、県はビジョンを終了し、今年度は新たに将来を見据えた青森空港の在り方を検討していくようであります。

そこでまず、青森空港の長期構想の検討状況についてお伺いいたします。

また、空港利用者の増加とともに、利用者からは駐車場が相変わらず手狭であるとの声が多く寄せられております。空港駐車場は、現在、千九百三十台が駐車可能となっておりますが、今年の五月の連休中の混雑のピーク時には駐車率が九五％近くとなり、空き台数が百台を切るほどまで減少したため、空港管理事務所は職員を増員し、休日返上で車を誘導していたということも聞きました。

県は、今後、より多くの空港利用者の増加を目指しているようでありますが、そのためには、空港利用者が夏場はもちろん、冬期間においても安心して駐車ができる立体駐車場の増設が必要と考えますが、県の考えをお伺いいたします。

続いては、大型県有施設の老朽化対策についてであります。

最近、全国において、建設資材の高騰と人手不足、工期の長期化等により、官民を問わず、建設事業の中止や撤退が相次いでおります。県に

においては、青森県公共施設等総合管理方針により、計画的かつ長期的視点により県有施設の老朽化対策を進めているようではありますが、まず、大型県有施設の老朽化対策に対する県の方針についてお伺いいたします。

また、かつて青森市には、丸、三角、四角の大規模県有施設があると言われておりました。丸はスケート場、三角は青森県観光物産館アスパム、四角は浅虫水族館でございます。今やいずれも築後四十年を過ぎ、老朽化が目立つようになってきております。その中で、スケート場については、統合新病院建設により移転新築が決定されており、また、浅虫水族館については、建物の規模や特殊性などから移転新築等については簡単に決定することは難しく、老朽化対策として毎年多額の費用をかけ、水槽などの改修工事に頼らざるを得ない状況になっております。

そして、今や青森市のランドマーク的な存在になっている青森県観光物産館アスパムですが、かつては十四階に県内でも珍しい回転展望レストランがありました。大分前に故障により回転できなくなり、その後、レストラン自体の営業も終了してしまいましたが、建物内のその他のスペースも老朽化もあり、有効な使い方がなされていないように感じられます。

そこで、青森県観光物産館アスパムの老朽化対策について、県はどのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

大型県有施設の老朽化対策の三点目の質問は、かねてより整備計画が進められている県立郷土館についてであります。いまだに建設場所等をはじめとする計画の概要が示されておりません。

そこで、県立郷土館の整備に係る取組状況についてお伺いいたします。

続いては、売れる米作りについてです。

先頃、米の業界団体「米穀安定供給確保支援機構」が、米の消費に関する調査結果を発表いたしました。調査によると、国民一人の一年当た

りの米の消費量が、二〇二五年度は五十三・二キログラム、前年度からさらに六・一％減少したことが報告されました。過去において一番消費量が多かった一九六二年の百十八・三キロと比べると半分以下となっており、米価の高騰を背景に、消費者の米離れが一層進んでいることが裏づけられる結果となりました。今年の四月以降、米の価格は幾分下落傾向気味ではありますが、物価高で節約志向に拍車がかかっていることから、主食の米の購買意欲が戻るかどうかは見通せない状況にあります。米どころの青森県にとつては非常に気になるところでございますが、このような状況の中、水稻十アール当たりの収量が日本一にもなり、本県の経済と食を支える米作りを考える上で最優先に取り組むべきことは、農業所得の向上と担い手の確保であります。そのためには、主食用米と飼料用米の組合せの工夫や労働力の平準化などを通じて、利益の最大化を図る必要があると思います。また、米作りにおいても、生産量を上げる、価格を上げる、コストを下げるという三つの基本を追求することが重要であり、そのためには米の作付動向の把握が必要と考えます。そこでまず、本県における近年の主食用米の作付動向についてお伺いいたします。

また、県は、売れる米作りに向け、今年度どのような生産対策に取り組んでいるのかお伺いいたします。

私の最後の質問は、県立保健大学の卒業生の県内定着についてであります。

青森県立保健大学は、一九九九年に開学以来、大学の使命として、青森県民の健康と生活の向上に寄与することなどの地域社会への貢献、そして保健、医療及び福祉の発展に寄与できる人材の育成などを掲げ、これまで多数の有為な人材を輩出してまいりました。

しかしながら、全国的に保健、医療、福祉の分野において人材確保競争が激化していることから、県立保健大学の卒業生の県内就職は低迷が続いているようであります。この問題については、県において、県立保

健大学の運営のために毎年多額の運営費交付金の交付を行っていることなどを考え合わせると、県全体の問題として捉え、県内の医療機関や社会福祉法人などとも連携を強化しながら、より積極的な求人及び採用活動など、卒業生の県内就職に向けた対策をもう一段掘り下げて進めていく必要があると考えます。

そこで質問いたしますが、まず、県立保健大学卒業者の県内就職の状況について伺いたいします。

また、県立保健大学卒業者の県内就職の状況に対する県の見解をお伺いいたします。

さらに、県立保健大学卒業者の県内就職促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。山谷議員にお答えいたします。

私からは、まず、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の取組状況と今後の方向性についてお答えいたします。

私は、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の基本理念である「AX（Aomori Transformation）（青森大変革）」の下、県議会での議論や県民対話集会「＃あおばな」等での対話を重視し、本県の課題や目指す未来を県議会、そして県民の皆様と共有しつつ、政策を実行してまいりました。

全国初となった県内全小・中学校の給食無償化をはじめ、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度の創設や、GX青森しごとづくり推進プロジェクトによる新たな産業集積の推進など、様々な分野において、全国に先駆けた新しい政策に取り組んでおります。

今後、挑戦、対話、DXを重視しながら、若者の定着・還流や、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい共生社会の実現など、県民の

皆様が未来に希望を持てる青森新時代の実現に向けて、あらゆる主体と連携、協働し、挑戦を進めてまいります。

続きまして、プレミアム商品券発行支援事業の目的と実施概要についてお答えいたします。

令和七年度二月補正予算として議決いただいた本事業は、県民の皆様の生活を下支えするとともに、消費喚起を通じて地域経済の活性化を図るため、重点支援地方交付金を活用し、商工会及び商工会議所が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対し、支援を行うものであります。商品券のプレミアム率の上限は二〇％であり、地域によっては市町村がプレミアム率をさらに上乗せして発行することとしております。発行予定総額は二百四十六億円を超える大規模なものとなり、早い団体では六月十五日から販売を開始していますが、これから順次県内全域において販売が開始される予定となっております。

続きまして、ツキノワグマ出没情報の有効活用に向けた県の対応についてお答えいたします。

県では、リアルタイムに近い状況でツキノワグマの出没情報がスマートフォンなどで確認できるツキノワグマ出没情報管理システム、いわゆるくまログあおもりの運用を本年四月一日から開始しております。

このシステムは、県民から通報を受けた市町村及び警察署が出没情報を登録するほか、県民自らが出没情報を登録することが可能な県民協働による安全確保のプラットフォームとして有効に活用したいと考えております。

県としては、自らの命を自ら守るため、県民の皆様に対して、くまログあおもりの適切かつ積極的な利用を呼びかけてまいります。

続きまして、県立保健大学卒業者の県内就職の状況についてお答えいたします。

保健大学卒業者の県内就職状況は、直近三年間で令和五年度が七十五人、就職希望者二百十人の三五・七％、令和六年度が八十九人、就職希

望者二百十九人の四〇・六％、令和七年度が七十六人で、就職希望者二百十五人の三五・三％となっております。

次に、県立保健大学卒業者の県内就職の状況に対する県の見解についてお答えいたします。

保健大学卒業者の県内就職率は、近年、三五％から四〇％程度で推移しており、県民の皆様の理解が得られる結果では全くないと考えております。本県の保健、医療、福祉の人材不足を補うには極めて低調でありまして、県内就職率向上のため、入試制度から見直すなど抜本的な改革、改善が必要と考えております。

次に、県立保健大学卒業者の県内就職促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、卒業者の県内就職を促進するため、令和六年十二月に第三期中期目標を一部変更し、入学者選抜方法の見直しについて指示を行い、保健大学では、令和九年度入学者の選抜試験から学校推薦型選抜における県内者枠を最大化することとしております。

また、昨年十二月に策定いたしました第四期中期目標においては、県が設立した教育研究機関として、より一層、県民の負託と期待にこたえていくことを基本的な考え方として、大幅な見直しを行うこととしております。

具体的には、青森県の保健、医療、福祉の現場で活躍する専門人材を輩出する大学としての役割を果たすため、県や関係機関とも連携して卒業者の県内就職率の向上を目指すことや、県の政策及び施策の基本的な方向性に沿った大学運営を進めることなどを定め、指示しております。

これを踏まえ、保健大学では、新たに地域志向型のキャリアデザイン科目の開講などによる県内就職への意識醸成や、県内就職コーディネーターの配置等による県内就職支援体制の強化などに県と連携して取り組んでいるところであり、今後とも、県と保健大学が方向性を共有しながら、様々な取組を通じて県内就職を促進してまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 初めに、県職員に対するカスタマーハラスメント対策についてお答えいたします。

まず、知事部局における対策の内容についてです。

知事部局では、職員が安心して働くことができる職場環境づくりを推進するため、昨年度からカスタマーハラスメント対策に取り組んでいます。具体的には、県民や事業者の方への対応に当たっての基本的な心構えや、毅然と、かつ組織的に対応するなどのカスタマーハラスメント対応の基本ルールを定めたマニュアルの策定、電話での発言に関するトラブルに備えることなどを目的とした外線電話の通話録音設備の整備を行っております。

また、職員の名札や庁内に掲示する席図について、これまで慣行としてフルネームの表記としていたものを、原則として名字のみの表記に見直したほか、職員がカスタマーハラスメント被害を受けた場合における弁護士への相談を支援する体制も整備しております。

次に、現在の対策の効果と今後の対応についてです。

今年三月に実施した職員アンケートでは、回答のあった職員のうち、対応マニュアルについては約六割、通話録音設備については約七割が対策として効果があつたと思うと回答しております。

また、具体的な意見としても、マニュアルに組織としての方針や対応のポイントが示されており、参考になる、通話録音設備が整備されて、カスタマーハラスメントに該当するような電話が減ったように感じるといった声があることから、対策として一定の効果があつたものと考えています。

カスタマーハラスメント対策を進める上では、職員の誠実かつ丁寧な対応が大前提となるため、引き続き、研修等を通じて職員の接遇の品質向上に努めるとともに、職員の意見や実例等を踏まえながらマニュアル

を改定するなど、今後に必要な対策を進めてまいります。

次に、青森空港長期構想の検討状況についてお答えいたします。

県では、おおむね二十年先の長期的な視点で将来像を描きながら、地域のニーズや航空需要の動向に柔軟に対応するため、有識者や関係者で組織する青森空港長期構想検討委員会を設置しました。今月十一日に開催した第一回目の委員会においては、旅客や貨物等の航空需要、アクセス、空港施設、財務状況といった青森空港を取り巻く環境や課題、国内外との交流拡大の牽引、悪天候時における信頼できる移動の提供を含む将来担うべき役割などについて、様々な意見が交わされたところです。引き続き、委員会において検討を進め、青森空港がより多くの方々に利用され、県内経済の発展や地域の活性化につながる拠点となるような長期構想の年度内の策定を目指してまいります。

○議長（工藤慎康） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 大型県有施設の老朽化対策に関する県の方針についてお答えいたします。

県では、青森県行財政改革大綱において県有資産マネジメントの推進を掲げ、公共施設等の長寿命化の推進、時代に即した公共施設等の整備・機能確保及び県有財産の有効活用等に取り組みこととしております。

具体的には、公共施設等を重要な経営資源と捉えまして、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、老朽化した施設の長寿命化を推進するとともに、維持管理、更新等にかかる経費の節減を図っております。

また、国の補助金をはじめ、必要な財源を確保しながら、公共施設等の集約化や脱炭素化、ユニバーサルデザイン化など、時代に即した施設の整備や機能確保を計画的に推進することとしております。

○議長（工藤慎康） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 本県の物価の状況についての認識についてお答えいたします。

生鮮食品やエネルギー価格を含む青森市の消費者物価指数の総合指

数は、二〇二〇年一年間の平均を一〇〇とすると、二〇二五年は一二三・四で、比較可能な一九七〇年以降、最も高くなっています。

費目別では、特に食料、光熱・水道の上昇が顕著で、二〇二六年に入ってから、円安やエネルギー価格の高止まり、人件費の上昇等を背景に、幅広い分野で物価の上昇が続いていると認識しています。

物価に対する先行きの不透明感も続いていることから、引き続き物価の動向を注視していく必要があると考えています。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） ツキノワグマが市街地に出没した際の県の対応についてお答えいたします。

県では、本年四月、野生鳥獣による人身被害や農作物被害防止等に向けて、市町村や猟友会支部など関係団体等と連携して対応するため、各農林水産事務所に鳥獣被害対策支援チームを設置したところでございます。

また、五月には、県としては初めてガバメントハンター三名を採用し、市町村等に対する捕獲技術の指導や捕獲の協力を行うこととしております。

ツキノワグマが人の生活圏に出没し、生活環境、農林水産業等に被害が生じるおそれがある場合には、その時々々の状況に応じて市町村と連携しながら、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（工藤泰正） 御質問二点についてお答えいたします。

初めに、青森港へのクルーズ船の寄港による観光消費の拡大に向けた県の取組についてです。

県では、クルーズ船旅行者が県内の多くの観光地や飲食店、土産物店等に立ち寄る環境の整備を促進することで、観光消費の拡大を図ってまいります。

具体的には、旅行会社を対象に、県内の観光地や飲食店、土産物店等を巡る視察ツアーを実施し、寄港地ツアーへの組み込みを促していきます。

また、青森港に寄港したクルーズ船の旅行者が安心して飲食店や土産物店等に立ち寄ることができるよう、商工団体等と連携して、店舗の入り口に外国語対応の有無やキャッシュレス対応の可否などを表示する取組を進めていきます。

続きまして、青森県観光物産館アスパムの老朽化対策についてです。

青森県観光物産館アスパムは、昭和六十一年四月の開館から四十年が経過し、経年劣化等により空調や照明などの設備の改修費用が増加傾向にあります。

施設の性能の維持と長寿命化を図るため、平成二十八年度に策定された県有の大規模施設等の長期保全計画を踏まえ、令和二年度に長寿命化改修基本計画を策定し、計画的に改修を行っているところです。

県としては、来訪者が安全に施設を利用することができるよう、設備の改修を計画的に進めるとともに、老朽化の状況を踏まえながら、今後の対策を検討していきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 御質問二点にお答えいたします。

初めに、本県における近年の主食用米の作付動向についてです。

本県における主食用米の作付面積は、十年前の平成二十八年度から令和二年産までは三万八千ヘクタール前後で推移していましたが、コロナ禍により需要が減少し、価格が低迷したことから、飼料用米等への切替が進み、令和五年産では三万三千八百ヘクタールまで減少しました。

その後、コロナ禍の収束やインバウンドの増加により米の需要が拡大したことに加え、猛暑による品質低下や収穫量の減少などにより米の価格が高騰したため、主食用米への切替が進み、令和七年産は四万三千七百ヘクタールに増加するなど、需要や価格の動向により変化しています。

す。

続きまして、売れる米作りに向けた今年度の県の生産対策についてです。

県では、良食味・高品質米生産に向け、本県主力三品種の特性を發揮できるように、衛星画像データを活用した追肥や適期収穫などを指導しているほか、近年の高温に対応した水管理の徹底や新たな作付体系の構築に向けた技術実証を行っています。

また、新たな付加価値の創出に向け、直播栽培などの省力・低コスト技術の組合せによる価格競争力が高い輸出用米や、有機栽培、特別栽培などの認証制度を活用し、高値が期待できるプレミアム米など、需要に応じた特色ある米の生産拡大に取り組んでいます。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 御質問六点にお答えいたします。

まず、今年の豪雪時における県管理道路の除排雪について、県はどのように評価をしているかについてお答えいたします。

県では、昨シーズンからAI路面判定システムの導入による迅速な情報収集、降雪エリアにおける評価・予測モデルの構築を目指した専門機関との共同研究など、路面状況に柔軟に対応できる体制やデータの裏づけにより、改善策につなげていく体制も構築しています。

その結果、県民から寄せられた県管理道路の除排雪に係る御意見、御要望の数は、二年連続の豪雪にもかかわらず、令和六年度と比べて僅かに減少しています。例えば、青森市内分としては、令和六年度が五百五十八件、令和七年度は五百五十件となっています。参考として、青森市役所に寄せられた相談件数は、令和七年度が二万四千三百十四件と、前年比で約二八%増となっていると承知しています。

県では、データ分析による昨年度の検証を既に終え、排雪運搬ルート の速度低下や、除排雪作業後の降雪による路面状況の悪化などの課題があったと認識しており、次のシーズンに向けて、データに基づく具体的

な改善策の検討を進めています。

道路除排雪は自然を相手にするものであるからこそ、気象状況や刻々と変化する路面状況等に柔軟に対応できる体制が必要であるほか、毎年の検証結果を踏まえて進化させていくことが重要であると考えています。

次に、道路管理者間の連携についてお答えいたします。

降雪エリア内において、効果的かつ効率的な道路除排雪を行っていくためにはデジタル技術を活用した道路除排雪の徹底した見える化とともに、道路管理者間の連携が重要であると、県としても認識しています。

ただし、道路管理者間の連携を進めていくためには、各道路管理者がその責務を果たすための体制を有し、次シーズンに向けた改善策につなげられる環境ができていることが前提であり、それが連携の基盤になります。

県では、デジタル技術を活用した青森ゆきみちDXや、県内市町村と連携したスクラム除雪や交換除雪の実施及び青森県データ連携基盤の構築などを既に進めており、環境が整った市町村から順次連携の具体化に取り組んでいきます。

続いて、県庁舎周辺の市道部における海水融雪の延伸利用に対する県の考え方についてお答えいたします。

県道青森停車場線の散水融雪施設は、道路両側に商業施設が併設する新町一丁目交差点から安方二丁目交差点までの約八百八十メートル区間の車道融雪を行うための施設として整備したものであるため、現状のままでは融雪範囲の拡大に対応できる能力を有していません。

このため、現状の融雪範囲を県庁舎周辺の市道安方長島通り線まで拡大するためには、道路管理者である青森市が設備投資をする必要があります。現時点でそのような計画はないと承知しており、青森市において検討されるべきものと考えています。

次に、青森港におけるクルーズ船の寄港拡大や大型化に対応した整備

に向けた県の取組についてでございます。

令和六年度に策定した青森港長期構想において、クルーズ船の機構拡大及び大型化に対応するため、本港地区における新たなクルーズターミナルの整備や新中央埠頭の岸壁延伸に取り組むこととしております。

この長期構想を踏まえ、二〇三〇年代後半を目標とした具体的な施策の実現に向け、法定計画である青森港湾計画の今年度中の改定を目指し、現在、必要な手続等を進めています。

次に、クルーズ船の安定かつ安全な入出港に向けた県の取組についてお答えいたします。

青森港へのクルーズ船の寄港が拡大する中、クルーズ船など船舶の安全な入出港は、大型船舶を牽引する曳船等のポートサービスによって支えられています。

現在、青森港に常駐する曳船は一隻であり、悪天候時の曳船需要の競合、故障時のサポート体制の維持などに課題があると認識しており、県としては、青森港関係者の御意見を伺いながら、ルールづくりを進めているところであり、引き続き、安定かつ安全な入出港を図ってまいります。最後に、青森空港の立体駐車場に対する県の考え方についてお答えいたします。

県では、青森空港有料駐車場について、冬期間における屋根のない平面駐車場の利便性の低下をはじめ、様々な課題があると認識しています。

また、青森空港の利用促進に向けては、さらなる利便性の向上と利用者の満足度を確保することが重要となることから、県としては、将来の空港利用者の需要予測を踏まえながら、様々な方策について、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立郷土館の整備に係る取組状況についてお答えいたします。

県立郷土館の整備方法を検討するために設置した青森県立郷土館整備検討会議から、新たな県立博物館のめざす姿やその実現に向けたコンセプト、博物館の役割、整備場所候補地の基本的な考えなどをまとめた報告書が令和八年二月に提出されました。

県教育委員会では、報告書の内容を踏まえて、新たな県立博物館の整備に向けて計画的に取り組んでいくこととしており、令和八年度は、施設の規模、展示室や収蔵庫の配置などを整理する基本計画を策定することとしております。

○議長（工藤慎康） 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） まず、先ほど県土整備部長からお答えのあった除排雪のことについてなんですけれども、一言申し上げておきたいのは、県のほうに寄せられた苦情は五百件程度という話で、青森市には二万件、私が聞いていると、青森市民のみんなとは言いませんけれども、多くの人は市道も県道もみんな青森市が除雪していると思っている人が多いんです。私に電話連絡をくれた方は、市で何をやっているんだべなというような話をするんですけども、よくよく聞くと、県道に面したところに住んでいる方とかも結構いるので、どこに電話をかけたらいかならないんです。それもあつて県のほうは件数が少ないんじゃないかなというところもありますので、そこら辺もちょっと精査して調べ必要があるのかなと私は感じています。そこは申し上げておきたいと思います。

再質問でございます。県立保健大学についてです。

県立保健大学ができた当初は、これができて十年もすれば青森県内の看護師不足は解消されるんだという触れ込みで、大変私たちもよかった、よかったということで胸をなで下ろしたような思いがあります。ところが、最初の卒業生が出て、三年、五年とたっているうちに、県外にどんどん流出していく卒業生が多くなってきたと。最初はかなりの高い率で青森県内に就職していたというのもまた覚えているんで

すけれども、今お話を聞くと、大学自体では昨年度の数で三五％程度、そういうふうに落ちてきていると感じるんですが、いろいろ工夫はしていると思うんですけども、ただ、看護師さんということで特定すれば看護学科がありますけれども、この看護学科の卒業生の県内への就職率、それと看護学科の生徒さんの県内への就職率の向上のためにどのような取組をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） まず、県立保健大学の看護学科卒業者の県内就職率についてでございます。

令和五年度が三五・一％、令和七年度（後刻「令和六年度」に訂正）が三八・〇％、令和七年度が三五・〇％となっております。

次に、県立保健大学の看護学科卒業生の県内就職率を引き上げていくことについての取組についてお答えいたします。

保健大学の第四期中期目標では、地域に必要な人材の輩出に関する目標として、特に看護学科卒業生については、令和七年三月に県が策定しました所得向上・労働力確保に向けた実践プログラムを踏まえて、県及び県内医療機関等と連携し、県内就職率の向上を目指すとしております。

これを踏まえ、保健大学では、第四期中期計画に基づき、同プログラムに掲げる目標達成に寄与するため、県及び県内医療機関、その他関連機関等と連携し、県内への看護人材定着促進に資する事業を行っております。

失礼しました。一点訂正させていただきます。県内就職率ですけれども、令和六年度のところで、誤って令和七年度と読んでしまいましたので、訂正させていただきます。正しくは、令和六年度が三八・〇％でございます。失礼しました。

○議長（工藤慎康） 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） はかの学科も含めて大体三〇％半ばから後半

の数字で推移している。厳しい数字だと思います。

ちよつと話が変わって申し訳ないんですけども、今、保健大学の卒業生は、人数にすれば、計算すれば出てくるんですけども、県内に就職しないで県外に行っちゃうということを考えると、県外への人口流出の主な原因の一つにもなっている。人数は少ないかもしれませんが。

同時に、先日、新聞報道でもありましたけれども、高校を卒業して県内に就職を希望している方が約七〇％程度いらつしやるんですけども、そのうちの一〇％、最終的に県内に就職する人は六一％ですか。私の試算によれば、大体八十人から百人前後は毎年青森県内に就職したいのに、県外に行かざるを得ない、そういう状況が続いています。これもまた若い世代の人口流出につながっていると結果として出てきている。

全体的に見れば、青森県からはどんな人口が少なくなつて、そういう小さい積み上げが、毎年百人でも十年で千人、十八歳あるいは大学が終わった方たちは二十二歳ですね。この若い世代がどんどん県外に出ていくという問題。高校生の場合は何が原因かというと、やっぱり個人個人に聞くと、給与の面だと。大体三万円から五万円県外のほうが給与が高いので、県外のほうに就職してしまう。高校生にとって三万円、五万円は魅力だと思います。その辺、やはり高校ともいろいろ連絡を取りながら、うまく高校生たちと話をしながら、企業ともタイアップしながら何としてもその辺を埋めて、青森県で就職したい人が七〇％いるのであれば、一〇〇％青森県で就職できるようにしないと、全国でも県内就職はワーストクラスだそうです。

ちよつと話が変わりましたけれども、やっぱり県立保健大学も青森県に定着してもらうのがベストなんじゃないかなと。多額の交付金を使っているいろいろと工夫もしていると思うんですけども、以前は、第二期中期計画のときは目標を四四・四％にしていたという記憶があるんですけども、数値目標を立てて、ある程度やっていかないと駄目なんじゃないかなと考えますので、以前のように数値目標を立ててやっていくという取組は考えていないものでしょうか。お聞かせください。

いかなと考えますので、以前のように数値目標を立ててやっていくという取組は考えていないものでしょうか。お聞かせください。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

私も議員と全く問題意識は一緒でありまして、今の県立保健大学は、残念ながら、本県の保健、医療、福祉の人材不足を補うという意味では、県内就職率がかかなり低調であります。これは、一つには、そもそも入学の時点で大体五割から六割ぐらいの県内の子が入っていると。つまり、四割から五割ぐらいが県外から来ているということがまず一つあります。ですから、入試から改革しなきゃいけないくて、入試から県内の子たちが入りやすい学校にすること、これがまず大事であると。その上で、プログラムをしっかりつくって県内定着を促していく取組を学校を挙げてやっていかなきゃいけない。私は、この三割というのは、県民にもほとんど説明ができない水準だと。これを何十年にもわたって放置してきたということとはあつてはならないことではないかなというぐらい思っています。

ですから、昨年度、第四期中期目標の見直しの際に、入試も含めて抜本的な改革を指示しています。また、学長をはじめ、学校のガバナンスそのものが、知事というか、県との関係で全く機能していないとか、知事の任命とか、そういうことになっていないんですね。学校が勝手に決められるということになっています。ですから、そういうこともしっかりと改善していかなければ、これはうまくいかないだろうと思っています。

お答えを申し上げますと、数値目標は設けることとしておりまして、我々としては、八〇％に引き上げることを目標にこれから取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤慎康） 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） 力強い御答弁ありがとうございます。なかなか難しい数字かもしれませんが、少しでも、一人でも多くということでお考えいただければ助かります。

それから、もう一点質問ですけれども、ツキノワグマの出没対策についてですけれども、ちょうど一週間前、先週の土曜日、十三日、朝の八時四十五分に、県のLINEで青森市安方の神社内にツキノワグマの出没情報がありました。安方の神社といえ、多分善知鳥神社だと思うんですけども、ええつということになりました、ちょうどその日の午後、近くのホテルで会合があったりしたものですから、どうしたものかなと考えていたんですけれども、くまログを見ても出ていないんですよ。でも、出没情報については、かなり厳しく取り扱っているような話を聞いていましたので、確実な情報なんだなと思っていたんですけれども、その後は全然音沙汰もなく、私たちも普通に、ただ、近くの幼稚園では、熊が怖くて運動会とか何とかを取りやめにしたとかという話もちろほら聞こえてきていたんですが、また町の中に出たのかなと思ったりもしたんですけれども、LINEによる情報はくまログと連動しているのかどうか。連動しているものだと思うんですけれども、くまログあおもりに掲載された出没情報が非公開となった場合に、LINEのほうを訂正するとか、なかったです、情報は間違いでしたとか、そういう内容を確認する必要があると考えるんですけれども、県の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 今、議員から御紹介がございました案件でございますが、くまログあおもりへの投稿後に青森市と警察が現地を確認し、内容が誤りであったことが確認された事案と認識しております。

また、現地確認結果に基づき、情報がくまログのシステム上は非公開情報として反映されている反面、非公開情報となったことについて、メ

ール等の配信ができていないことも事実でございます。

県といたしましては、県民の安全を最優先に考えて、予断を持たずに、まずは地域住民に周知することが必要だと認識しておりますが、その情報が事後どのように取り扱われていたのかという情報も重要であると考えておりまして、事後情報を発信できるように既に改修に取りかかっているところでございます。

○議長（工藤慎康） 山谷議員。

○三十八番（山谷清文） ぜひとも正確な情報提供をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時四十二分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十五番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。――安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。ただいまより日本共産党会派を代表して、通告に従い一般質問を行います。

問一の質問は、憲法第九条に関する知事の見解についてです。

高市早苗首相は、首相就任後の今年二月の総選挙中に、九条への自衛隊明記論に言及しました。自民党は、もともと九条二項削除、国防軍保持の改憲案をまとめていましたが、二項削除への国民の抵抗感と、当時連立を組んで加憲を主張する公明党への配慮から、二〇一七年五月三日に、当時の安倍首相が九条一・二項を残して自衛隊を明記する案を提示しました。この流れの中での高市首相の発言だと考えられます。

こうした憲法改憲の動きの中で迎えた今年の五月三日の新聞に、時事通信社が全国四十七都道府県知事に実施した憲法に関するアンケート

調査が掲載され、宮下知事は九条の改正が必要とし、自衛隊について明示する必要があるとしています。

そこで、時事通信社アンケートに対し、九条の改正は必要と考えるという趣旨の回答をしているが、憲法九条に関する知事の考え方を伺いたい。

問い二の質問は、市町村との連携についてです。

知事と市町村長の間に政治的立場の違いがあっても、住民のために力を合わせる必要があります。

しかし、最近の知事の対応に疑問の声が生まれています。例えば青森市の二〇二五年度の除排雪業務について、県は十億円規模の財政支援を決め、その実績報告を妥当としたものの、県からの質問に対する回答は不十分とし、踏み込んだ指摘をしています。一方、県道の除排雪について、県は、検証した結果、作業の遅れが生じた場面があったと認識しているとなりました。今後の除排雪についての市町村との連携について、市町村が責任を持って昨冬の検証を進めることを前提とし、連携の準備が既に整っている市町村から順次県のシステムとの連携を進めるとしており、青森市の検証が不十分としていることから、今後、その妥当性をどう図り、連携していくのか危惧します。

もう一つの事例として、弘前市長選に際し、新市長となった谷川候補の応援に立った知事の発言で、相手候補に対し、手を差し伸べても振り払われたと語られました。一体何を指し、連携できなかった理由は何なのか、市民には伝わりませんでした。

そこで、二点お聞きします。

一点目、県と市町村は、地方自治法上、どのような関係にあるのか。
二点目、地方自治法に基づく県から市町村への技術的助言は、どのような場合に行うことができるのか。また、市町村が県に技術的助言を求めることができるのはどのような場合か伺いたい。

問い三の質問は、物価高騰・資材不足に関する県内中小企業者への対

応についてです。

アメリカとイランは戦闘終結に向けた覚書で合意し、昨日十八日、テヘランで署名を行いました。戦争終結を歓迎するものの、この間の中東情勢によるナフサ由来の品不足と値上げは深刻です。

私は、弘前市における経済・産業分野、医療機関、建築分野などの状況を調査してきました。すると、自動車板金では、メーカーから塗料やシンナーが全く入ってこず、在庫で何とか修理してきた、六月に入り、改善してきてはいるが、四〇%もの値上げで客離れを心配し、価格転嫁できない、オイル交換に使うディーゼルが底をつきそう、スピードスプレーヤーやコンバインなどの使用に影響が出始めている、医療用手袋のうち、特にニトリルの入手が厳しくなっており、値段も一・八倍に、注射器も全種上がっている、複数の薬を一回分ずつ小分けする分包紙が必要最小限しか入ってこないなど、品不足と価格高騰に先行きの不安を抱えていました。県は現状を把握し、各分野への緊急支援が必要と考えます。

そこで、一点目、石油由来製品の調達状況について、県はどのように実態を把握しているのか。

二点目、中小企業に対して手厚い支援が必要と考えるが、県の対応について伺いたい。

問い四の質問は、県内中小企業者の賃上げ環境整備についてです。

中央最低賃金審議会で二〇二六年の最賃額改定に向けた議論が本格化します。人間らしく暮らせる水準の最賃が求められますが、同時に、資材高騰等の中、雇用する側を支える環境整備も必要です。既に岩手、徳島、群馬、奈良、茨城各県で実施しているように、県独自の直接支援が必要と考えます。

そこで、県内中小企業者の賃上げ環境整備に向けた県の取組について伺いたい。

問い五の質問は、リンゴの生産対策についてです。

一月一日付の青森県りんご協会発行のりんごニュースに寄稿されたりんご歴史研究所代表の木浪真由美氏によれば、太平洋戦争開戦によって食料増産が至上命令とされ、主食でないりんごを含む果樹は不要不急の作物とされ、全部伐採し、米、大豆、バレイショ等を植えろとの命令が下る、農薬の配給も稲作向けが最優先で、りんごには来ない、国、県はりんごの袋掛けを規制して、田植労力の確保を優先した、警官は、袋掛けを見つけると連行し、連日違反者が数珠つなぎで並ばされた、戦後復員し、りんご協회를立ち上げた澁川傳次郎は、りんご栽培ができること自体がまさに平和だったと心に刻んだなどと記されています。改めて戦争によって荒廃したりんご園地を復活させてきた先人たちの努力に敬服します。

青森県は、二〇四〇年のめざす姿として、生産量四十万トン以上、販売額千八百億円以上を掲げました。二〇二五年産のりんご生産は、豪雪、干ばつ、鳥獣害などにより、三年連続で四十万トンを割り込み、三十五万一千四百トンとなりました。

安定した生産のための課題について四点伺います。

一点目は、交信攪乱剤についてです。

青森県は、主要な輸出先である台湾等への輸出停止リスクを防ぐため、モモシンクイガ対策として発生抑制に有効とされる交信攪乱剤の購入に対する補助を実施してきました。

そこで、一点目、りんご園における交信攪乱剤の設置状況について。

二点目、交信攪乱剤の設置により、効果が確認されているのか伺いたい。

モモシンクイガ対策と一体として進めなければならないのが放任園対策です。

そこで、三点目、りんご放任園の解消に向けた県の取組について伺いたい。

県は、四月十六日、今年一月からの豪雪に伴うりんご樹の枝折れ被害

が津軽地方の十三市町村で確認され、被害面積は過去最大の約六千八百ヘクタール、被害額は過去二番目に多い約百九十六億円と公表しました。

私は、四月十日、津軽農民組合案内の下、高杉・弥生・百沢方面を調査しました。枝折れや倒木のすさまじさを目の当たりにし、農家の方の悔しさを肌で感じました。去年、ひびが入ったところが今年完全に折れてしまい、収穫できず、収入ゼロになる木が五、六本ある、去年二割やられ、今年はその倍以上だ、苗木が欲しくても手に入らない、五、六年のわい化が上だけ残って、いいところが全部もぎ取られていたなど、現状が語られました。生産意欲までももぎ取らないような支援が必要です。

そこで、四点目として、今冬の雪害に対する復旧支援について、県の取組状況を伺いたい。

問い六の質問は、困難な問題を抱える女性への自立支援についてです。

二〇二二年に議員立法で、二〇二四年に施行された困難な問題を抱える女性自立支援法は、婦人保護施設で被害からの回復と再建の生活の道を支援されてきた方々の運動によって実現しました。新法の理念は、一人一人の女性の意思の尊重、行政と民間団体との協働による女性支援、人権擁護と男女平等社会です。この法律で改名された女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設は、生活困窮、DV被害、性的搾取などに苦しむ女性を公的枠組みで包括的に支援することを目的とし、二つを義務化し、女性自立支援施設は設置されることが望ましいにとどまり、青森県をはじめ、八県が未設置です。

昨年一月、女性県議会議員七名で、知事宛てに青森県に女性自立支援施設を設置すること等を求める要望書を提出し、今年三月、昨年五月に設置された困難な問題を抱える女性の自立支援に関する検討会議の報告書が示されました。それによると、一つの施設に入所者を集約して支

援するよりも、困難女性等の住み慣れた地域等における、それぞれのニーズに合った多様な居場所の確保が望ましいとし、その結論に至った理由として、特定の施設への入所を前提とした相談支援は、相談者が受け入れないケースが多い、入所中、携帯電話が使えないなど不便が多く、長期間の入所を希望する者はいない、施設のルールについて理解が得られにくかったなどを挙げています。

ジェンダー法学専門で新法制定に深く関わられた戒能民江お茶の水女子大学名誉教授は、売春防止法で六十年しみついた上から目線の姿勢は変わらず、女性支援センターが古い考えから抜け切れない問題との闘いがある、一時保護所などは、本人の秘匿性にかかわらず、一律に厳しい携帯、外出、通勤、通学の原則禁止など、生活制限を課しているの入所率が低下している、逃げてきたが、危険は伴わない人には個別の状況に応じた柔軟な支援が必要だ、秘匿性のない人の生活制限を大幅緩和し、入所促進を図る必要があると述べられています。

女性県議会議員で調査した東京の民設民営の二施設の一つは、二〇二四年四月一日付で、四十名の定員中、十九名が在籍しており、スマホの所持は認められ、入所者によっては施設外の仕事に行き、施設内でもその人の能力に合った仕事が確保され、まさに戒能氏の新法に即した運営がなされていました。

女性自立支援施設は、現在三十九県、四十七か所あり、そのうち公設公営は三十一か所、民設民営は十六か所です。青森県検討会議で調査したのは、そのうちの入所者数がゼロから一人、ゼロから二人の公設公営の二か所だけです。いわゆる古い体質のままの施設だと思われます。

青森県の場合、困難女性等への相談対応体制を有している市町村は二十九市町村にとどまっており、困難さを抱えても相談するすべを知らない女性が多いと推測されます。相談につなげられた困難女性に対し、包括的に居住環境、信頼関係の構築、心の回復の提供ができる施設が必要と考えます。

そこで、二点お聞きします。

一点目、青森県困難な問題を抱える女性の自立支援に関する検討会議で実施した女性自立支援施設の他県調査は不十分と考えるが、県の考え方を。

二点目、女性自立支援施設の設置が必要と考えるが、県の見解を伺いたい。

問い七の質問は、受動喫煙の防止をはじめとしたがん対策の推進についてです。

五月三十一日は世界禁煙デーでした。英国では、将来世代を禁煙にするために、段階的にたばこの販売を禁じる法案が可決され、これにより、二〇〇九年以降生まれの人は、生涯にわたり、英国ではたばこを購入できなくなります。日本では、二〇〇〇年からの健康日本21以降、健康増進法の改正をはじめとする様々なたばこ規制、対策が実施されてきましたが、二〇〇五年に発効したWHOたばこ規制枠組条約で求められている内容からすると、不十分な点が多いのが現状です。

青森県では、二〇一六年十二月に青森県がん対策推進条例が、二〇二三年三月に青森県受動喫煙防止条例が制定され、県庁をはじめ、学校などでの敷地内禁煙が進んでいます。しかし、青森県のがん死亡率は、長年全国ワースト上位であり、その主な原因は、高い喫煙率や塩分の過剰摂取などの生活習慣病や早期発見が少ないことです。

そこで、一点目、本県のがん死亡率等の状況について。

二点目、がん死亡率の低減に向けて、県はどのように取り組んでいくのか。

三点目、受動喫煙防止に向けた受動喫煙防止条例に基づく県の取組及び条例の認知度について伺いたい。

問い八の質問は、加齢性難聴者に対する補聴器購入費用の補助についてです。

日本耳鼻咽喉科学会専門医の南場淳司氏は、軽度・中等度難聴者を含

め、難聴が介護を必要とする手前の段階、フレイルの引き金になる、加齢性難聴が進行すると、コミュニケーションの低下、社会的な孤立、鬱、不安、認知症、転倒、労働機会の喪失を招く、聞こえのフレイルの予防には、早期からの補聴器を装用することが有効と述べられています。

そこで、二点お聞きます。

一点目、加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成事業について、県内市町村の実施状況と県の支援状況について。

二点目、加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度を県が創設すべきと考えるが、県の見解について伺いたい。

問九の質問は、療育福祉センターの今後の方向性についてです。

あすなる療育福祉センターは、青森市の福祉型障害児入所支援施設と障害者支援施設で、有床診療所併設の医療療育の拠点です。一方のさわらび療育福祉センターは、弘前市の無床診療所を併設した福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設です。共に建物の老朽化が進み、建て替えが必要です。いずれも隣接の特別支援学校生徒の放課後デイサービスの提供施設ともなっており、移転の際は特別支援学校とセットでの移転整備を求める声が寄せられています。県は、県立あすなる療育福祉センター及び県立さわらび療育福祉センターのサービス提供体制及び施設整備等について検討することを目的として、青森県療育福祉センター運営あり方検討会を設置しました。

そこで、二点お聞きます。

一点目、療育福祉センター運営あり方検討会で県が説明したあすなる・さわらび療育福祉センターの整備基本構想の方向性の内容について。

二点目、療育福祉センターの移転に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺いたい。

問十の質問は、青森県特別支援教育在り方検討会議についてです。文科省が公表した公立の特別支援学校の教室不足調査で、特別教室や

倉庫の転用、一つの教室を間仕切りで分けたり等の教室は、全国七千九百三十三で、前回調査の二〇二三年から四百五十七増と増え続けていることが分かりました。特別支援学校に通う子供は、二〇二五年度は十五・五万人で年々増え続けており、抜本的対応が不可欠です。

幼稚園から大学まで他の全ての学校には設備やクラスの人数などの最低基準を定めた設置基準がありますが、特別支援学校には障がいの多様さを口実に基準がなく、教室不足が放置されてきました。二〇二一年によりやく設置基準が制定されましたが、適用は新設校だけで、既存校への適用は当面見送りとされたままです。

そこで、二点お聞きます。

一点目、青森県特別支援教育在り方検討会議を設置した経緯について。

二点目、青森県特別支援教育在り方検討会議において、今後どのように検討を進めていくのか伺いたい。

問十一の質問は、学校の在り方地区検討委員会についてです。

青森県教育委員会は、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を踏まえ、前期実施計画策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等で地区の望ましい学校配置等を検討するため、青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会を県内六地区で各四回開催し、令和八年六月一日に、県教育委員会へ検討結果報告書が提出されました。

私は、四月二十日に行われた中南地区第三回地区検討委員会を傍聴し、高校におけるきめ細かな指導を行うための少人数学級の推進、二〇二二年度で農業経営科が閉科した弘前実業高校への農業科の再設置に関心を持ちました。

そこで、一点目、県立高等学校の少人数学級編制についてどのような意見があったのか。

二点目、中南地区の学校配置についての意見と県教育委員会の今後の

進め方について伺いたい。

問い十二の質問は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給状況についてです。

二〇二四年七月三日に下された最高裁大法廷判決は、優生保護法は立法当時から違憲だったという画期的なもので、三十九人の勇気ある原告と優生連の勝訴判決でした。同年九月三十日、国と原告団、優生連の四者で基本合意が結ばれ、二〇二五年一月十七日には補償法が施行され、被害者への謝罪と補償が具体的に始まりました。

そこで、一点目、対象となる方への補償金等の支給状況について。

二点目、補償金等の受給手続等の周知について、県はどのように取り組んでいるのか伺いたい。

問い十三の質問は、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付についてです。

自民党は、二〇一三年から三年間かけて生活保護基準を平均六・五％、最大一〇％引き下げ、これでは生活できないと全国二十九の地裁に合計千二十五人の原告が引下げ処分取消しと損害賠償を提起するのちのとりで裁判を起こしました。

二〇二五年六月、最高裁は、いのちのとりで裁判の大阪地方裁判所分と名古屋地裁分の裁判について、二〇一三年から三年間にわたる生活保護基準の引下げを全員取り消すとする判決を言い渡しました。しかし、厚生労働省は、世帯間の不均衡を是正するとしたゆがみ調整を再度実施、最高裁判決で違法とされたデフレ調整について、二・四九％の再度減額を行う、ただし、原告については、減額に見合う特別給付金を支給するとしました。これに対し、百二十三名もの法学研究者が、改定前の生活保護基準との差額の全額を遡及支給すべきと緊急声明を出し、日弁連会長は、最高裁判所判決を受けた厚生労働省の対応策の撤回と全ての生活保護利用者への全面的な補償措置などを求める会長声明を出しました。

そこで、一点目、今回の判決を踏まえた国の対応は、原告とそれ以外の受給者として給付額に差を設けるなど問題があると考えるが、県の見解を伺いたい。

判決が確定した原告及び原告以外の支払いを早急に進めることが求められます。

そこで、二点目、県が所管する町村部における対象世帯への支給方法及びスケジュールについて伺いたい。

問い十四の質問は、核燃料サイクル事業についてです。

核燃料再処理工場は一九九三年に着工し、当初の完成時期の一九九七年から二十七回もの延期を繰り返し、日本原燃が今年度中とする完成期日までに一年を切り、規制委員会への説明完了を昨年十一月、認可取得を今年三月としていましたが、遅れが生じ、認可のめどは立っていません。

そこで、一点目、使用済燃料中間貯蔵事業及び再処理事業に係る実施環境の確認についてお聞きます。

新聞報道によると、知事は、三月三十一日、使用済核燃料中間貯蔵施設について、現時点として実施環境にないという判断をしたとし、東京電力が計画していた二〇二六年度の搬入計画を容認しない考えを示したとのこと。

そこで、六ヶ所再処理工場が竣工しない限り、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の受入れを認めないのか伺いたい。

二点目、六ヶ所再処理工場におけるガラス溶融炉の検査についてお聞きます。

日本原燃は、再処理工場完成前に必要な高レベル放射性廃棄物の製造機能検査で、高レベル廃液の代わりに模擬廃液を使ってガラス固化体を製造し、実際に高レベル廃液を使つての最終確認は工場完成後とする意向が示されました。しかし、かつて試験でトラブルが起きた原因が高レベル廃液に含まれる白金族元素であり、模擬廃液ではこのトラブルを解

消できるのか疑問が残ります。

そこで、六ヶ所再処理工場におけるガラス溶融炉の検査について、実廃液を用いた検査を竣工後に行いたいとしていることに関する県の見解を伺いたい。

問い十五の質問は、フュージョンエネルギーの拠点形成についてです。

南フランスに建設中のITERは、核融合実験炉の実現を目指し、超大型国際プロジェクトとして進められ、核融合が成功するか否かは未知の世界です。県は、核融合発電フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた実効的なプランの検討に動き出しました。

そこで、一点目、「青森県フュージョンエネルギー拠点形成戦略」基本的な考え方」を取りまとめた理由について伺いたい。

二点目、フュージョンエネルギーに対して慎重な意見もあることから、多面的な検討を行うべきと考えるが、県の見解について伺いたい。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 安藤議員にお答えいたします。

私からは、まず、憲法九条に関する見解についてお答えいたします。

私としては、日本国憲法は我が国の最高法規であり、平和主義を含む国民主権、基本的人権の尊重といった三原則については、知事としても当然に尊重し、擁護する立場にあります。

一方で、憲法は、時代にふさわしい、そして次世代を見通した内容とするために、主権国家として当然の権利である自衛権を憲法九条にどのように位置づけるかなども含めて、その改正の必要性や内容については、国政の場において丁寧な議論が進められ、国民的な議論が深まることが重要であると認識しております。

続きまして、リング園における交信攪乱剤の設置状況についてお答えいたします。

県内のリング園における交信攪乱剤の設置面積は、令和五年まで五百ヘクタール前後で推移していましたが、令和六年が約五千二百二十ヘクタール、令和七年が約七千二百二十ヘクタールと増加しており、本年は六月九日現在で約七千三百ヘクタールとなっております。

令和六年以降に増加した理由としては、近年の高温によりモモシンクイガの発生周期が短くなり、従来の防除体系による防除が難しくなってきたことから、令和六年から病害虫防除暦に交信攪乱剤を採用するとともに、購入に係る経費を支援し、普及拡大に取り組んだ成果であると認識しております。

次に、この設置による効果についてお答えいたします。

県では、令和六年から農協等と連携して交信攪乱剤を設置した園地と設置していない園地にフェロモントラップを設置して、モモシンクイガ等の発生状況を継続的に調査しております。

令和七年の調査結果では、トラップに誘引されたモモシンクイガの数が、交信攪乱剤を設置していない園地では平均四・一匹だったのに対し、設置している園地ではほとんど確認されておらず、発生を抑える効果が実証されていることから、生産者にはこの調査結果を伝えながら、さらなる導入を呼びかけております。

次に、放任園の発生状況と解消に向けた県の取組についてお答えいたします。

県内におけるリング放任園の年度別の発生面積について、平成二十八年度までは十ヘクタール未満で推移してきましたが、近年は担い手の高齢化等を背景に増加傾向となっており、近年の令和六年度では五十八ヘクタールとなっております。

放任園は様々な病害虫の発生源となることから、県では、所有者に代わって伐採等を行う市町村や農業者団体等を従来から支援しており、令和六年度からは補助単価を引き上げ、放任園の解消に向けた取組を強化しております。

この結果、本事業の活用により解消した面積は、令和五年度までの三年間で約五ヘクタールでしたが、令和六年度は約十五ヘクタール、令和七年度は約三十二ヘクタールと増加しており、今年度は、七市町において約四十四ヘクタールの解消に取り組むこととしております。

次に、今冬の雪害に対する県の復旧支援の取組についてお答えいたします。

県では、生産者が意欲を失うことなく営農を継続できるよう、雪害復旧支援チームによるきめ細やかな技術指導に加えて、復旧作業に使用する機械の借り上げ経費を補助するなど、早期復旧を支援しております。

また、復旧に当たって懸念される苗木不足に対しては、五月十八日に苗木業者や農協等の関係団体で構成する会議を開催し、新たに増産が必要な苗木数を八万本と想定した上で、昨冬の被害も含めた増産計画の作成と安定供給体制の構築を進めているほか、生産者自らも必要な苗木の生産を行えるよう、育苗技術を学べる場を提供しております。

さらに、本県からの要望を受けて、国では、被害樹の植え替えや未収益期間の経費を支援する事業を今年十二月からスタートさせたことから、各地域の果樹産地協議会と連携し、被害を受けた生産者に対し、活用を呼びかけていきます。

次に、がん死亡率の低減に向けた県の取組についてお答えいたします。

がん対策には、生活習慣の改善など一次予防に加え、二次予防であるがん検診による早期発見、早期治療が重要であり、県では、受動喫煙を含む喫煙対策をはじめ、運動や食生活などの生活習慣の改善に引き続き取り組んでまいります。

また、市町村をはじめとするがん検診の実施主体に対し、死亡率減少効果が証明されている科学的根拠に基づくがん検診の実施を促進するとともに、県民の皆様に対し、定期的ながん検診の受診や要精検となった場合に必ず精密検査を受診することの重要性について、強く働きかけ

てまいります。

続きまして、青森県フュージョンエネルギー拠点形成戦略を取りまとめた理由についてお答えいたします。

本県においては、むつ小川原地域がITER誘致の国内候補地に選定されたことを契機に、ITER計画を補完、支援する幅広いアプローチ活動の拠点として、量子科学技術研究開発機構六ヶ所フュージョンエネルギー研究所が立地するなど、国内の主要な研究開発拠点の一つとなっております。

また、むつ小川原地域には、広大な開発用地や多様なエネルギー関連施設が集積するなど、フュージョンエネルギーの拠点形成を目指すに当たつての優位性を有しております。

こうしたことから、本県の最重要課題である若年人口の流出を解決する魅力ある仕事づくりのため、拠点形成を図るための基本的な考え方を取りまとめたところであります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 市町村との連携に係る御質問二点にお答えします。

最初に、県と市町村の地方自治法上の関係についてであります。

県と市町村は、地方自治法第二条により、共に普通地方公共団体として定義されており、両者とも地域における教育や福祉など、幅広い行政事務を担う主体として、対等な関係にあるとされております。

次に、県から市町村への技術的助言をする場合、また、市町村が県に技術的助言を求める場合についてであります。

まず、県から市町村に対する技術的助言につきましては、その市町村の体制や処理している事務などに関して、客観的に妥当性のある措置の実施や、その実施に向けて必要な事項の伝達など、法令の解釈や事務処理についての判断基準等を示す必要がある場合に行うものであります。

次に、市町村が県に対し技術的助言を求めることにつきましては、市町村の事務の管理及び執行を適正に進めるに当たって、専門的な知識や情報とともに、様々な自治体の実情や実績等を把握する立場にある県などに協力を求めることが必要と考える場合に行うことができるものがあります。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（細谷健司） 御質問四点にお答えいたします。

初めに、青森県困難な問題を抱える女性の自立支援に関する検討会議で実施した女性自立支援施設の他県調査についてです。

女性自立支援施設については、人口規模等により、大都市圏にある施設の抱える課題と本県の課題は異なると考えられることから、本県の実情に合わせた女性自立支援施設の在り方の参考となるよう、調査先については、検討会議において検討した上で、秋田県と山形県の施設に決定したものです。

また、実際に女性自立支援施設を訪問して、施設の運営方法、運営に関する課題、入所状況や入所者の自立支援に向けた取組等について聞き取り調査を行っており、その調査結果や全国の状況等を踏まえて課題と方向性を整理し、本年三月に報告書を取りまとめています。

次に、女性自立支援施設の設置に関する県の見解についてです。

検討会議において、女性自立支援施設の在り方については、困難女性等の抱える問題は様々であり、居場所等の嚴重な秘匿を要する場合と社会とのつながりを維持することが必要な場合等があることから、一つの施設に入所者を集約して支援するよりも、個々の女性のニーズに合った多様な居場所を既存の社会福祉施設等を活用して確保することが望ましいとされました。

県としては、個々の女性の置かれた状況や本人の意向等を踏まえ、柔軟に選択できる多様な居場所を確保するとともに、相談支援を行う女性等相談支援員の資質向上と、多機関・多職種連携の推進にさらに取り組

んでいきます。

また、女性自立支援施設の機能については、引き続き、青森県女性相談支援センター一時保護所を活用するとともに、本人の意向を踏まえて他県の女性自立支援施設への入所も検討していきます。

続きまして、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給状況についてです。

令和七年一月十七日に施行された旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき、本県から補償金等の請求を行った延べ件数は、令和八年五月末現在で三十六件となっています。

このうち、令和八年五月末までに認定となった件数は二十九件となっています。

次に、補償金等の受給手続等の周知の取組についてです。

県では、補償金等に関する情報を県民に広くお知らせするため、県ホームページへの掲載のほか、市町村、医療機関、福祉事務所等の関係機関を通じてチラシの配布を行いました。

また、対象者が生存し、現住所等が把握できている場合には個別にお知らせしているほか、相談内容に応じて対象者や御家族を訪問し、請求手続の支援を行っています。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、核燃料サイクル事業について、六ヶ所再処理工場が竣工しない限りリサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の受入れは認めないのかについてでございます。

県は、リサイクル燃料備蓄センターへの使用済燃料の搬入に当たり、毎年度、使用済燃料中間貯蔵事業及びその前提である再処理事業が実施できる環境にあるかを確認しています。令和八年度の使用済燃料の搬入

については、令和八年三月末時点において六ヶ所再処理工場の審査の進捗状況が見通せなくなっていることに起因し、実施環境にあるとは確認できないと判断したものでございます。

続きまして、フュージョンエネルギーの拠点形成について、多面的な検討を行うべきについてでございます。

フュージョンエネルギーにつきましては、公的研究機関や民間企業による発電実証に向けた研究開発が行われている一方で、その安全規制については、国による検討が進められております。

県の拠点形成戦略においても、施策の基本方針の一つとして、県民理解の醸成と安心・安全の確保を掲げており、国の動向等を注視しながら、安全確保を第一に取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 議員からの御質問八点についてお答えいたします。

まず、本県のがん死亡率等の状況についてでございます。

先般、厚生労働省が公表した人口動態統計の概数によりますと、令和七年のがんによる死亡数は四千八百二十六人で、全死者数の二四・〇％を占めており、前年比では二百三十五人減少しました。また、人口十万人対の死亡率で見ますと四二・四・五と、前年比一二・九ポイント減少しています。

次に、受動喫煙防止に向けた受動喫煙防止条例に基づく県の取組及び条例の認知度についてお答えします。

県では、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊産婦を受動喫煙の影響から守ることを主な目的として、令和五年三月に青森県受動喫煙防止条例を制定しました。

本条例に基づき、県は、県広報紙やSNS等、各種広報媒体による啓発など、受動喫煙を生じさせない環境づくりに向けた種々の働きかけを進めております。

あわせて、今年度、事業者を対象として、受動喫煙防止対策実施状況調査を実施し、事業者の受動喫煙防止対策の実施状況や受動喫煙防止条例の認知度を確認することとしております。

次に、加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成事業について、県内市町村の実施状況と県の支援状況についてお答えします。

県内の市町村で加齢性難聴者の補聴器購入費に対する助成制度を導入しているのは、令和八年六月時点で二十八市町村となっております。

なお、県では、これらの市町村に対し、特段の支援は行っておりません。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設についての県の見解についてお答えします。

県では、加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成は全国共通の課題であると認識しています。現在、国においては、加齢性難聴の補聴器利用による認知症予防に対する効果につきまして調査研究を進めているところであり、国が全国一律の公的制度の必要性を検討すべきであると考えております。

次に、療育福祉センター運営あり方検討会で県が御説明しましたあすなる・さわらび療育福祉センターの整備基本構想の方向性の内容について御説明させていただきます。

県では、青森県療育福祉センター運営あり方検討会におきまして、あすなる療育福祉センターとさわらび療育福祉センターに求められる医療・福祉サービスの機能や老朽化を踏まえた整備方法等について検討を重ね、その結果をあすなる・さわらび療育福祉センターの整備基本構想の方向性として、令和八年三月のあり方検討会で委員に御説明したところでです。

その中では、整備後の両センターを障がい児者が地域で安心して暮らすことができるように寄り添った支援を行うよりどころと位置づけ、具体的な方針としまして、一、共生社会実現に向けた象徴となる施設を目

指し、交通の便のよい町なかに立地すること、二、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行うこと、三、特別支援学校との隣接や総合病院との連携により、療育と医療を充実させること、四、ICTの活用等により提供サービスの質を向上させ、職場環境を改善することの四点を掲げております。

次に、療育福祉センターの移転に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、あり方検討会での議論を経て、あすなろ療育福祉センターについては、統合新病院の建設予定地から半径二キロメートル以内のエリアに、さわらび療育福祉センターにつきましては、弘前大学医学部附属病院、弘前総合医療センター、健生病院のいずれかから半径二キロメートル以内のエリアにそれぞれ移転するという方向性を示しました。

今年度は、両施設の移転候補地の選定と整備基本構想の策定を進めることとしております。

次に、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付に関する国の対応についての県の見解をお答えいたします。

今回の追加給付は、最高裁判決を受けて国が新たに設定した基準に基づき、各福祉事務所設置自治体を実施することとされています。

基準の設定や給付額の算定方法は国の専管事項であり、県がその是非を判断する立場にはありませんが、今回の追加給付が対象となる全ての世帯に確実に届けられるよう、県としても丁寧に取り組んでいきます。

最後に、県が所管する町村部における対象世帯への支給方法及びスケジュールについて御回答します。

県では、国が新たに設定した基準に基づき、過去の生活保護基準の引下げにより減額された生活保護費との差額に相当する金額を令和八年度中に追加で支給します。

このうち、現在も継続して生活保護を受給している世帯につきまして、県が所管する町村部の六福祉事務所におきまして、通常的生活保護

費に追加給付分を上乗せする形で、令和八年七月三十一日をめどとして支給する予定です。

既に生活保護が廃止となっている世帯につきましては、令和八年八月頃から申出の受付を開始し、審査を行った上で、順次支給する予定でございます。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 御質問三点にお答えします。

まず、石油由来製品の調達状況について、どのように実態を把握しているのかについてです。

県では、商工団体、県石油商業組合、県トラック協会などの関係団体への聞き取りや個別企業に対する随時のヒアリング、さらには庁内各部署による関連業界からの情報収集等を通じて、石油由来製品の調達状況等に関する県内中小企業者への影響の把握に取り組んでいます。

また、国と協調して流通の目詰まり等の解消、緩和を図るため、県内事業者の相談窓口を設置し、関係部局と連携しながら、調達に支障が生じている事案について情報を収集し、国に情報提供しています。

次に、中小企業者に対する支援についてです。

県では、中東情勢の影響を受ける中小企業者の経営の安定化を図るため、県内の金融機関等に対し、県特別保証融資制度、経営安定化サポート資金の活用等について配慮要請を行っています。

また、令和七年度二月補正予算で措置した各分野への物価高対策を着実に進めているほか、現下の中東情勢を踏まえた追加対策として、今回の六月補正予算案において、中小企業者等のLPGガス及び特別高圧電気料金への支援や、トラック運送事業者の燃料費等への支援などを実施することとしました。

県としては、今後とも、中東情勢や国の動向を注視し、県内中小企業者の声に耳を傾けながら、適切に対応していきます。

最後に、県内中小企業者の賃上げ環境整備に向けた県の取組について

です。

県内中小企業者の賃上げ環境整備に向けて、県では、製造原価の計算などの伴走支援を行う専門家を21あおもり産業総合支援センターに配置し、経営者の声を現場で伺いながら相談対応を行うとともに、業種・業態ごとの特性を踏まえた出前講座を実施するなど、適切な価格転嫁を促進しています。

また、今年度は、従業員の賃金を引き上げつつ、生産性、収益力の向上や成長力強化など、将来に向けた設備投資を行う県内中小企業者に対する支援に新たに取り組んでおり、こうした取組により、県内中小企業者が安定的に事業を継続し、良質な雇用の創出を通じた若者の県内定着が図られるよう、持続的な賃上げを可能とする環境づくりを後押ししていきます。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 核燃料サイクル事業に係る御質問のうち、ガラス溶融炉の検査についてお答えします。

日本原燃株式会社によると、実廃液を用いた運転については、ガラス溶融炉の処理能力を確認することを目的としており、操業までに実施するが、その時期については、現在検討中とのことです。

県としては、国及び事業者においては、安全確保を最優先に取り組んでいたきたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点についてお答えします。

まず、青森県特別支援教育在り方検討会議を設置した経緯についてです。

県教育委員会では、平成三十一年度から令和十年度までを取組期間とした青森県特別支援教育推進ビジョンに基づき、幼児、児童生徒への切れ目ない支援体制の整備、充実に向けた取組を進めています。

このような中、校種を問わず、特別な教育的ニーズのある幼児、児童

生徒が増加するなど、特別支援教育を取り巻く環境が変化してきており、一人一人に応じた適切な支援を充実させるための取組をさらに進める必要があります。

このことから、令和十一年度以降の本県の特別支援教育の充実、発展に向けた取組の方向性を検討するため、保護者、学識経験者及び関係機関の代表など、特別支援教育に関わる様々な分野からの検討委員で組織する特別支援教育在り方検討会議を本年四月に設置しました。

次に、青森県特別支援教育在り方検討会議における検討についてです。

県教育委員会では、検討会議に対して、幼児児童生徒一人一人への充実した教育環境の提供や、地域における相談・支援機能の充実に向けた特別支援学校の学校、学部等の在り方について、及びこれからの時代に求められる特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な支援の充実についての大きく二点について、検討を依頼しています。

今後、検討会議において、特別支援学校の学校、学部等の配置の在り方、特別支援学校のセンター的機能や教育相談体制、教員の専門性、指導力の一層の充実などの議題を設定し、検討していただくほか、校名変更の取扱いについても御意見をいただくこととしています。

なお、検討会議は、検討結果の今年度中の取りまとめに向けて、全五回の開催を予定しています。

次に、県立高等学校の学校の在り方地区検討委員会における少人数学級編制に関する意見についてです。

前期実施計画の策定に当たって、地区の望ましい学校配置等を検討するために開催した学校の在り方地区検討委員会では、少人数学級編制について、拡充することが必要である、拡充を進める上では、教員配置等の体制を整える必要があるなどの意見がありました。

次に、中南地区の学校配置についての意見と進め方についてです。

中南地区の学校の在り方地区検討委員会では、委員の意見に基づく六つの学校配置のシミュレーションそれぞれの効果及び課題について検討していただきました。

委員による議論の結果、中南地区で必要となる二学級減については、定員割れとなっている高校の学級減で対応、弘前高校、黒石高校、一学級の職業学科を除く学校、学科の学級減で対応、弘前実業高校に農業科を設置し、黒石高校普通科、柏木農業高校、弘前実業高校商業科の学級減で対応の三つの案が検討結果報告書に記載されました。

現在、教育委員会会議において、報告書等を踏まえながら、前期実施計画について検討を進めております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） それでは、順次再質問させていただきます。

最初に、憲法九条に関する知事の見解のところで再質問です。

知事が、個人の思いは置いておいて、憲法遵守の立場だということは適切だと思いますし、尊重いたします。あわせて、国の権力のトップにいる高市首相が九十九条に基づく憲法尊重擁護義務が課されている立場にありながら憲法改正にひた走することは、国家権力を制限し、国民の権利や自由を保障するという立憲主義を理解していない最悪なトップだと申し上げたいと思います。

知事が個人的見解として主張する自衛隊を九条二項に明記するということは、陸海空軍その他戦力は、これを保持しないと規定し、戦力の不保持を定めた現憲法九条二項は死文化してしまいます。それは、九条二項で陸海空軍その他戦力は、これを保持しないとしても、第九条の二第一項で、前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を取ることを妨げずと後法で定めた場合、法の大原則として、後法は前法に優先する、このことによって、第九条の二第一項のほうが優先されてしまいます。

この点についての知事の認識について伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

細かい憲法論をここで語るということについては、一般質問ですから、県政の一般事務に関するやり取りがメインの場所だと認識しておりますので、条文ベースのお話を私自身がここで語るというのはふさわしくないと考えております。

ただ、一つだけ申し上げさせていただければ、日本国憲法というのは不磨の大典ではないわけでありまして、憲法そのものが第九十六条で改正規定を設けております。先ほど、改正のことを触れたからといって高市総理が九十九条の擁護義務違反だということを言っていました。私は、全くそれは見当違いの発言であるということ、あえて御指摘させていただきます。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） 民主主義の根本となる憲法に対する九十九条の理解をしつかりと権力者は持つ必要があるということを改めて主張したいと思います。

自衛隊が憲法上の存在となれば、憲法の根本構造が軍事優先に変わり、徴兵制の導入も可能となり、軍事裁判が設置され、自衛隊員は、憲法の下、殺人を強制されることになり、戦死者が発生するということもあり得ます。軍事費の拡大は、社会保障の大幅削減が加速し、軍需産業の拡大、軍拡競争の激化をもたらすこととなります。県民と県政への影響は計り知れません。平和な日本であり続けるために、九条改憲は許されません。リングの木を切り、米や芋に植え替えさせられ、リングの袋がけをして連行されるような事態を繰り返してはならないということとを訴えたいと思います。

次の再質問ですが、困難な問題を抱える女性への自立支援についてですけれども、私は、現場の女性相談員の方は、日頃、困難な女性の相談

を受け、どのような対応をされているのかを知りたくて、中南福祉事務所と弘前市こども家庭センターに出向き、お話を聞いてきました。

中南福祉事務所では、困難を抱えた女性が相談窓口にとどり着く方が三年前から比べて三倍増えている、最近は一で調べてくる方もいる、すぐにどこか安心できる場所を紹介したくても受入先がない、特に預貯金ゼロという方がほとんどで、一時保護を提示しても、仕事、学校、携帯の使用などから拒否することになる、弘前市の母子生活支援施設がなくなったことは痛手で、八戸市や青森市は満所が多く、お願いできない、民間の掘り起こしというが、青森県にはない、債務整理や弁護士などへの伴走もしている、一日多い日は六件、行く場所がない人が多く、仕方なく諦めて家に帰る人を見るのが大変つらい、一時保護所を出てからも行く場がない、こうした現場の切実な声を聞かせていただきました。

検討会議でもこうした現場で働いておられる相談員の声を聞いた上での結論なのか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（細谷健司） 検討会議の委員は、女性相談支援員が所属する組織からも複数参画しておりますことから、検討に当たっては、女性相談支援員の意見等が反映されているものと認識しております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） 先ほど申し上げたような現場の率直な声というのが、その代表で参加されている方にきちんと反映されているのかということは、私は疑問に感じます。

お話を聞いた現場の方は直接知事にお会いする機会もあったそうで、そのときに自立支援施設の必要性を率直に訴えたとおっしゃっています。

また、全国自立支援施設協議会の会長さんからも、ぜひ設置されていない青森県にも自立支援施設を設置してほしいという声が届いています。

す。ぜひとも様々な角度から現状を改めて検討して、自立支援施設の設置について再検討いただくことを求めたいと思います。

次の再質問ですが、青森県特別支援教育在り方検討会議に関わる再質問です。

ろうあ協会では、「聾」という字が、長い歴史を経て、今は差別語ではなく、親しみのある、自己を失わないための言葉になっているということから、校名変更はせず、現行の校名のままがよいと主張されています。

そこで、青森県特別支援教育在り方検討会議において意見を聞くこととしている校名変更の取扱いについて伺いたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 平成十九年四月に学校教育法が改正されまして、盲・聾・養護学校が特別支援学校になったことにより、全国的に支援学校へ校名変更した学校が増えています。本県では、平成十九年と平成二十九年に特別支援学校校長会やPTAに意見照会を行いました。近年になじみがあるなどの理由から校名変更を見送ってきました。近年になつて、本県においても、県高等学校長協会や県特別支援学校PTA連合会から校名変更の要望が出されました。これを受けまして、令和九年四月の校名変更に向け、具体的な検討を行い、一部の学校については、既に校名の変更を決定しております。

今後の主な検討内容としては、盲・聾学校につきましては、学校や関係団体から様々な意見が寄せられたことを受けまして、本検討会議からの御意見をいただいた上で、県教育委員会として校名を変更するか等について、最終的に決定したいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） ぜひ聾学校の校名につきましては、関係者の意見を尊重して変更しない決定をしていただくよう要望いたします。次の再質問です。受動喫煙防止に関する質問です。

県庁向かいの青い森公園及びコンビニ周辺は、周辺で働く人の休憩時間になると、喫煙者の煙による受動喫煙が発生し、とても子供や妊婦が散策できる環境ではなくなります。お聞きしたところ、公園は受動喫煙防止条例の対象にはならず、何の規制もない場所だとお聞きしました。そこで、未成年者が利用する公園等を対象とするなど、さらなる受動喫煙防止に向けて条例改正すべきと考えますが、県の考えをお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 本条例の基本理念である受動喫煙により健康を損ねるおそれが高い未成年者や妊産婦に特別に配慮することについて、引き続き、各種広報媒体による啓発などの取組を重ねていくことが重要と考えております。

その上で、本条例の改正につきましては、受動喫煙を防止するための各種取組の実施状況や健康増進法の改正など、社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） 青森県の受動喫煙防止条例と秋田県の受動喫煙防止条例を比べますと大変大きな開きがありまして、秋田県の条例はかなり厳しい内容になっています。そういうところの条例にも大いに学びながら青森県の条例改正も行い、喫煙率の低下に向けて、そして、受動喫煙を軽減するための努力をしていただきたいと思います。公園などについても受動喫煙が発生しないような取組をお願いしたいと思います。

リンゴの生産対策についてですが、先ほど交信攪乱剤の設置についてお答えがありましたが、微増にとどまっているんですが、このことに對する県の認識についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 本剤の設置面積が微増にとどまっている

要因としては、即効性のある一般的な殺虫剤と異なり、害虫の個体数が減少するまで時間を要し、生産者が防除効果を実感しにくいためと認識しています。

このため、本剤の設置面積の拡大に向けては、令和六年から蓄積した防除効果のデータを生産者に丁寧に説明していくことが必要と考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） 先日、りんご協会でお話を聞きましたところ、一本の成木に交信攪乱剤を四本くらいつけるそうで、ある程度の高さに取り付ける作業は大変なことだとお話されていました。さらに、効力がなくなつたものを取り外す作業までには手が回らず、つけ放しだというお話もされていました。生産者の高齢化が著しい中、交信攪乱剤の本数が少なくても効力が発揮するものとか、労力が省けるものなどの開発を進めることをぜひ提言したいと思います。

それから、加齢性難聴に対する補聴器購入の問題ですが、弘前大学や開業医の耳鼻咽喉科専門医などからの補聴器購入に対する補助に対する要望書が出ているかどうかお聞きしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 県は、令和五年八月に弘前大学大学院医学研究科耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座、それから日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会青森県地方部会、青森県医師会、青森市医師会、弘前市医師会の連名による要望書の提出を受けております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） 県に出された要望書は、お話を聞きましたところ、二〇二三年七月から十一月一日に県内四十市町村全てと青森県を訪問し、要望されたということです。耳鼻咽喉科の専門家の方たちが補聴器購入費用の補助について要望しているほど大切なものだと思いますので、ぜひとも国の研究成果を待たずして補聴器補助を決定していた

だき、施策を行っていただくことを求めて、質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後二時十六分休憩

午後二時二十三分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

四十七番伊吹信二議員の登壇を許可いたします。――伊吹議員。

○四十七番（伊吹信二） 公明党の伊吹信一です。通告に従い、順次一般質問を行ってまいります。

現在、我が国、そして我が青森県は、人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーションの波、さらには気候変動に伴う自然災害の激甚化など、歴史的な転換期を迎えていると言えます。このような不確実な時代にあつて行政が果たすべき最も重要な役割は、県民の生命と財産を守り、誰もが未来に希望を持って安心して暮らせる社会を築くことにはなりません。本日は、医療、交通、地域振興、防災、そしてデジタル化などの観点から、県民の切実な声を県政に届けるため、質問を進めてまいります。

一九七三年六月に現在の青森市東造道への県立中央病院の移転新築に向けた建設基本構想が正式決定されてから、この六月で五十三年となりました。県民の命を守る県立中央病院の課題と、県の基幹病院として準備が進められている統合新病院について伺ってまいります。

本県における患者に寄り添う医療提供体制の整備についてであります。

最重要課題の一つである医療提供体制について、特に患者の視点に立った寄り添う医療の実現という観点から伺います。

生活習慣の変化や高齢化の進展に伴い、複数の疾患を抱える患者が増加する中、一つの診療科だけで完結し得ない症例が増えていると言えま

す。医療の高度化、専門化が進む一方で、患者の負担を軽減し、最適な医療を切れ目なく提供するためには、病院内の縦割りを排した緊密な連携が不可欠です。

そこで、県立中央病院における他科紹介の状況について、現状と課題、そして総合診療部を含む診療科間の連携強化に向けた具体的な取組について伺います。

次に、医師の育成について伺います。

地方における医師不足や診療科の偏在が叫ばれて久しいですが、患者に寄り添う医療のベースとなるのは、特定の臓器や疾患にとどまらず、心理面や社会的背景も含めて患者を総合的に診ることができる総合診療医の存在です。

特に、本県のような広大な県土を持ち、過疎化が進む地域においては、初期対応から在宅医療までを担える総合的な診療能力を持つ医師の養成が急務であります。これに対する県の考え方と今後の取組について伺います。

患者に配慮した統合新病院の整備について、患者ファーストの視点から三点伺います。

現在の県立中央病院の移転新築が計画された当時、竹内俊吉県知事が病院機能等について説明した際、一つとして、玄関に入ったとき、病院とは思えないホテルのような間取りなどの雰囲気づくりに留意すること、二つとして、ほかの県の同規模の病院にない機能を持たせるとの考えを表明しております。五十年に一度の大事業を進める宮下県知事が描く統合新病院は、どのような医療機能と特徴を描いているのでしょうか。

宮下知事が標榜することもまんなか社会を体现する子供医療センターの整備をぜひお願いしたいと思います。また、がん対策医療を進める医療機能の一層の充実を願うものであります。また、先ほど触れましたその基となる総合診療部の充実については、是が非でもしっかりと取り

組んでいただきたいと望むものであります。

そこで、アとして、現在の県立中央病院では、午前を中心に周辺道路まで巻き込む駐車場待ちの激しい渋滞が発生しており、通院する患者や家族の大きな負担、さらには近隣の交通安全上の問題となっています。新病院の整備に当たっては、この渋滞問題を根本から解決する必要がありますと考えますが、どのような対策を検討しているのか伺います。

イとして、来院者の負担軽減についてです。

広大な病院内を移動することは、患者や障がいを持つ方にとって、それ自体が大きな負担です。受付から検査、診療、会計に至るまで移動距離をできるだけ短縮し、迷わずに移動できる動線に配慮した施設構成や、それを可能にするデジタルデバイスの活用、利便性の高い院内配置が必要不可欠と考えますが、県ではどのように検討しているのか伺います。

ウとして、統合新病院の病院機能についてです。

統合によりシナジーを発揮し、本県の医療水準を一段高めるものではなくてはなりません。新病院において、特に強化される病院機能や、これまでの病院にはなかった新たな特徴について伺います。

新青森駅の利便性向上と交通安全の確保について伺います。

本県の陸の玄関口であり、昨年十二月に開業十五周年の佳節を迎えた新青森駅周辺の利便性向上と交通安全の確保について伺います。

本州の北のターミナル駅として重要な役割を果たしている新青森駅ですが、その周辺道路における渋滞や駐車場の満車に伴う路上駐車の問題は、利用者の安全を脅かす極めて深刻な事態に発展しています。混雑の原因は明白であり、送迎車両と駐車場が全て西口に集中している構造そのものにあります。現に、駅西口ゲート入り口に至る市道の混雑や、駅南側高架下の市道における一般車両の路上駐車改善を求める声は年々増加しており、一刻も早いバリアフリーとユニバーサルデザインの推進が強く求められています。

昨年七月二十三日に、県立会いの下行った青森市、ＪＲ東日本との現地調査を踏まえ、十月十七日には奥田副知事と西青森市長に改善対策を求めて要望書を提出しています。残念ながら、この一年余り、具体的な改善が図られることなく、さきの市議会一般質問での複数の議員からの質問に対し、その答弁でも現状とかけ離れた課題先送りの答弁が繰り返されるばかりで、私も啞然としております。そこで伺うものです。

西口駐車場及び東口広場の利便性向上に対する県の現状認識について伺います。

新青森駅を所管する青森市では、実施した社会実験等により混雑は一定程度解消されたという認識を示しているようですが、現実には決して樂觀できるものではありません。実際のデータを見れば、令和六年度には西口立体駐車場の満車日が年間で実に六十三日間、令和七年度も五十五日間発生しています。いわば年間で一か月半から二か月間満車が継続しているとも言えます。さらに、昨年一月四日には、駅西口ゲートにつながる道路で大渋滞が発生して、大きく報道されました。立体駐車場の満車状態は、週末や連休だけでなく、平日にも発生しています。

混雑が頻発している以上、西口の小手先の対応だけでは解決しません。路線バスは、三十分から一時間に一台程度の利用実態です。観光バスの利用実態調査はいまだに実施されず、県警察が反対していると繰り返し、問題の解決を先送りしているだけです。東口の有効活用を含む車両の分散化など、抜本的な方策に踏み切るべきと考えます。

そこで、西口駐車場及び東口広場の利便性向上に対する県の現状認識について伺います。

続いて、新青森駅周辺道路における交通安全確保や歩行に困難を伴う障がい者、高齢者の利便性向上のためには、改札口に近い東口バスプールに乗降ができる専用スペースを新設することが極めて効果的であり、利用者からの切実な要望でもあります。

しかしながら、青森市はこの解決案に対し、バスと一般車両の事故防

止などを理由に、県警察や県バス協会が反対しているため、開放は困難だと繰り返すだけです。

新青森駅の周辺道路における交通安全の確保や障がい者の利便性向上のため、東口バスプールに乗降用の駐車スペースを新設することについて、事故防止のための動線分離や安全対策が適切に講じられるのであれば、こうした乗降スペースの新設は、安全管理上、また、法的、構造的に可能なものなのかどうか、県警察の見解を伺います。

ふるさと住民登録制度について伺います。

関係人口の創出、拡大を目指すふるさと住民登録制度についてであります。

深刻な人口減少に直面する本県において、移住、定住という直接的な人口移動だけではなく、本県に愛着を持ち、多様な形で地域に関わってくれる関係人口を増やすことは、地域活性化の切り札として極めて重要です。その具体的な仕組みとして、国は、移住、定住への効果が期待できるふるさと住民登録制度の全国の自治体への導入を進めようとしております。

そこで、ふるさと住民登録制度の概要について伺います。

そもそも、このふるさと住民登録制度とはどのようなもので、登録した住民に対してどのようなメリットや権利が付与されるものなのか、その基本的な仕組みについて、分かる範囲でぜひ伺いたいと思います。

また、県は、ふるさと住民登録制度にどのように取り組んでいくのか伺います。

この制度を単なる登録手続にとどめず、実際に地域の活力につなげていくためには、戦略的なプロモーションや登録者と地域との継続的なつながりの構築が不可欠です。

県として、今後、このふるさと住民登録制度にどのように取り組み、どのような展開を描いているのか、県の具体的な方針を伺います。

続いて、感染症対策についてです。

県民の命と健康に直結する感染症対策について、二つの疾患に焦点を当てて伺います。

まず、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況及び県の受け止めと対策について伺います。

法的な位置づけが五類に移行して以降、社会的な関心や危機感は薄れつつあるように見受けられますが、ウイルス自体の毒性や脅威が消え去ったわけではありません。高齢者や基礎疾患を持つ方々にとっては、今なお生命を脅かす深刻な脅威であり続けています。

厚生労働省の人口動態統計を基にしたデータによりますと、我が青森県内における新型コロナウイルスによる年間死亡者数は、二〇二二年以降、四百人を超え、五類移行後の二〇二四年には過去最多となる五百十五人もの貴い命が失われるなど、五類移行後の累計死亡者数は増え続けています。五類移行後も死亡者数が高い水準で推移している現実を踏まえれば、感染症との共生は対策の縮小を意味するものではなく、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方々を守る取組を継続していくことが極めて重要であると考えます。

全数把握から定点把握へ移行したことにより、感染状況が見えにくくなった一方で、死亡者数の推移を見る限り、新型コロナウイルス感染症は決して過去の感染症ではありません。年間五百人を超える県民が命を落としているという深刻な現状に対する県としての受け止めと、定点把握から流行の予兆をいち早く捉えるためのサーベイランス体制の強化、さらには重症化リスクの高い層を守るためのワクチン接種の普及啓発や、医療提供体制の維持、確保に向け、現在、どのように取り組んでいるのか伺います。

次に、県内の麻疹の発生状況及び県の受け止めと対策について伺います。

麻疹は極めて感染力が強く、空気感染によって瞬く間に拡大するおそれがあるだけでなく、脳炎などの重篤な合併症を引き起こす極めて危険

な感染症です。グローバルな人の往来が完全に回復した現在、本県への流入及び地域内での集団感染リスクは常に存在しています。全国の最新の発生動向を見ても、特定の時期に患者数が急増する流行の波が確認されており、決して他県の出来事として看過することはできません。

本県における麻疹の直近の発生状況と、県としての現状の受け止めを伺うとともに、感染拡大を未然に防ぐための最大の鍵である定期接種、MRワクチンの一期、二期の接種率向上に向けた市町村や教育機関との連携、及び万が一、県内で発生した場合の迅速な積極的疫学調査と二次感染防止策について伺います。

津軽半島における安全・安心を確保する道路機能の強化について伺います。

津軽半島地域における安全・安心を確保するための道路ネットワークの強化についてであります。

津軽半島地域は、自然環境に恵まれた観光や地域産業を支える重要なエリアです。しかし、一たび大雨や豪雪などの災害が発生すれば、道路の寸断により集落が孤立するリスクを常に抱えています。命の道としての道路機能の強化は住民の悲願であります。

今年度事業化された県道今別蟹田線小国峠工区の取組状況と今後の予定について伺います。

この区間は急カーブや急勾配が連続し、冬期間の安全通行に大きな支障を来している場所であり、事業化されたことは地域にとって大きな一歩です。これまでの具体的な取組状況と、調査や設計、工事着手と工事完了に向けた今後の予定について伺います。

次に、事業化されていないバイパス区間の取組状況について伺います。

半島全体の安全な交通ネットワークを完成させるためには、残された未事業化区間の解消も不可欠です。これらの区間に対する現在の取組状況や今後の事業化に向けた見通しについて伺います。

さらに、県道三厩停車場竜飛崎線における避難路としての機能確保に向けた取組状況について伺います。

竜飛崎へと続くこの路線は、観光道路として有名である一方、災害時における沿線住民の唯一の移動・避難ルートとなる重要な路線です。土砂崩れや津波などの災害時に確実に避難路としての機能を果たすための道路の拡幅やのり面对策、災害に強い道路づくりへの取組状況について伺うものです。

道路除排雪の取組について、本県の冬の暮らしを守る上で最も重要なテーマであります道路の除排雪対策について伺います。

一月下旬からの強い冬の気圧配置による断続的な集中豪雪に見舞われ、青森市においては、市民生活や経済活動に多大な影響が及びました。生活道路の確保や渋滞の解消は、まさに死活問題であります。その深刻さは、市民の足である市営バスの運行状況にも顕著に表れています。道路の狭隘化や路面状況の著しい悪化により車両のすれ違いが困難となり、安全が確保できないとして、多くの路線で運休や迂回運行を余儀なくされました。具体的には、主に市道を運行する路線で、沢山線の十七日間を筆頭に延べ六十八日間、さらに、主に国道や県道を運行する路線においても、新城線の十日間を筆頭に延べ二十七日間もの運休が発生するなど、市民生活に大きな制限を強いる結果となりました。この経験を教訓として、国、県、市の道路管理者が共通の課題認識の下、除排雪の優先路線や情報共有の在り方について、平時から検証を行うことが重要であると考えます。

青森市への財政支援の取組状況について伺うものです。

市町村が行う除排雪事業は、その年の降雪量により経費が大きく変動し、自治体の財政を強く圧迫します。特に本年二月の記録的豪雪に際し、県として青森市の財政負担を軽減し、迅速な除雪体制を維持するために行った財政的支援の取組状況について伺います。

市道のみならず、国・県道を主とする路線でもバスの運休が発生して

いる事実は、単一の道路管理者だけの問題ではなく、道路ネットワーク全体としての除排雪が機能不全に陥っていたことを示しています。昨年からは今年にかけての厳しい教訓を振り返り、道路管理者である国、県、市が課題と改善対策情報を共有し、来たるべく今年の冬に備えるべきです。

冬の豪雪を振り返り、国や青森市とどのように連携していくのか伺います。

住民にとって自分が利用する道路が現在どのような除雪状況にあるのかという情報は、日々の行動を選択する上で極めて重要です。しかし、現状では、県と市町村で情報発信のプラットフォームが異なり、住民にとって分かりにくい状況にあります。デジタル技術を活用し、県と市町村の除排雪情報を一元的に集約し、住民に分かりやすく、リアルタイムで発信する取組を要望してまいりました。

そこで、県と市町村の除排雪情報を一元化し、発信することが重要であると考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

下水道管路の全国特別重点調査の結果について伺っていきます。

目に見えない都市の重要インフラであり、防災、安全の観点から一刻の猶予も許されない下水道管路の老朽化対策についてであります。

我が国の下水道管路は、高度経済成長期以降に急速に整備されたものが多く、今後、法定耐用年数を超える管路が爆発的に増加することが確実視されています。管路の破損は、道路の陥没や汚水の流出など、県民の生命に直結する重大な二次被害をもたらします。

これを受けて、国は、全国の下水道管路の全国特別重点調査を要請し、集中的な調査が進められてまいりました。このほど青森市が実施した口径二メートル以上の重要な合流管、汚水管、雨水管、総延長約一万七千三百五十六メートルを対象とした調査結果が公表されました。

今回の青森市における全国特別重点調査により明らかとなった結果について伺います。

調査結果を踏まえた青森市の今後の対応と、それに対する県の取組について伺います。

最後の質問は、運転免許証のマイナ一体化制度の運用状況等についてであります。

運用開始から一年が経過し、多くの県民の関心を集めている運転免許証のマイナンバーカードへの一体化制度、いわゆるマイナ免許証について伺います。

デジタル社会の基盤インフラとして普及が進むマイナ免許証ですが、制度が始まって一年がたった現在も制度の概要が県民に十分認識されていると言えないのではないのでしょうか。運転免許更新に赴いた方からも、わざわざマイナ免許証にする具体的なメリットがいま一つ伝わってこないといった声が寄せられています。制度への理解を深めるためには、メリットだけではなく、紛失時の対応や再取得手続など、県民が不安に感じる事項についても丁寧に周知する必要があると考えます。

県民の疑問を解消するため、一体化を希望する際の具体的な申請フロー並びに従来の免許証から切り替えることで県民が得られる具体的なメリット、例えば住所変更時のワンストップ手続や更新時における優良運転者講習のオンライン化など、マイナ免許証の取得手続及び取得のメリットについて伺います。

この一年間で、本県においてどの程度の免許保有者が一体化を選択したのか、現在の保有者数や全免許保有者に占める普及率など、青森県内におけるマイナ免許証の保有内訳について伺います。

この制度を取得率向上へと確実につなげていくためには、より県民に伝わる広報、周知の強化が不可欠であります。県警察として、手続方法や安全性の周知、さらには免許更新時における窓口での丁寧な対面説明など、これまで以上に一歩踏み込んだ周知活動が必要だと考えます。

マイナ免許証制度を周知するための県警察の取組について伺うものであります。

今般、この壇上から大変厳しいお話をさせていただいたと思っております。今、県民を取り巻く状況というのは、物価高騰も含めて本当に厳しい状況にあります。できない話で課題を先送りするのではなく、今、何ができるのか、何をすべきなのか、県におかれては、国や市町村と共にしっかりと連携を図りながら、課題の解決に真摯に向き合っていたいただきたい。その思いを込めて壇上からの質問を終わらせていただきます。

以上、ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 伊吹議員にお答えいたします。

私からは、まず、本県における総合的な診療能力を持つ医師の養成に関する県の考え方についてお答えいたします。

医療の専門分化、高度化により、臓器別・疾患別専門医の養成が進む一方で、高齢化が急速に進行する本県においては、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができ、地域包括ケアにおいても中心的な役割を担える医師を増やしていくことが重要であると考えております。

このため、今年度、新たに弘前大学が設立し、県立中央病院、県の三者での協議の下、運営する地域総合診療センターにおいて、総合診療医の養成の充実を図るとともに、総合診療医に限らず、専門診療科の枠を超えて、総合的な診療能力、マインドを有する専門医の養成に取り組んでおります。

続きまして、統合新病院において強化される病院機能やその特徴についてお答えいたします。

統合新病院は、免震構造の採用や地下水の活用等によるライフラインの確保など、大規模災害に強い施設や設備を整備し、基幹災害拠点病院としての機能を強化していきます。

また、ロボット支援手術等、高度医療機器を活用しながら、がん医療をはじめとする先進的外科治療の充実を図ります。

さらに、重症患者のための病床を増やし、対応力を高めるとともに、救命救急センターの機能強化により、高度急性期医療をより充実させてまいります。

このほか、周産期医療、小児医療の充実など、五疾病六事業の診療体制を強化し、県民の命を守るとりどとして、高度で質の高い医療を快適な環境の中で提供できる病院を整備してまいります。

続きまして、県と市町村の除排雪情報の一元化に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、県や市町村の除排雪機械のGPSデータを連携することで、県道か市町村道かを問わず、除排雪に関する情報を一元的にウェブで確認できる仕組みの構築を進めております。本事業は、今年度、国の交付金を活用して取り組むもので、県内十二市町村の協力を得ながら、今冬の運用開始に向けた調整を行っているところであります。

今冬において、地図上に一元化し、公開する情報は、除雪の実績、排雪の予定及び実績を基本とし、除雪予定については、対応可能な市町村から公開する予定であります。

今後とも、参画市町村の拡充や公開情報の充実を図りながら、県民の皆様の雪による日常生活への影響や不安の解消に着実につなげてまいります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 統合新病院の整備に関する御質問二点にお答えいたします。

初めに、駐車場待ちの渋滞に関する対策についてです。

統合新病院では、駐車場待ちの渋滞対策について、ハードとソフトの両面から取り組むこととしています。

まず、ハードの面では、ピーク時の来院者数を想定した駐車台数を確保するとともに、車両の滞留が一般道路に及ばないよう、来院者のアク

セスを敷地東側と南側の二か所とすること、敷地内で滞留できる車両専用通路を整備すること、スムーズな入出庫のための事前精算機やゲートシステムを導入することなどについて検討しております。

また、ソフト面では、新たな診療予約システムの導入や、適正な予約枠の設定による来院時間の分散について検討を進めています。

次に、来院者の動線に配慮した配置についてお答えいたします。

統合新病院では、立体駐車場と病院棟を渡り廊下で直結させ、駐車場から直接病院内に入れるようにするほか、障がいのある方などの専用駐車スペースを適切に確保するなど、天候や身体状況にかかわらず、安全でスムーズな移動が可能となることを念頭に、基本設計を進めています。正面玄関前には、送迎車両などから安全に乗降できる屋根付ロータリーの整備も検討しています。

また、低層階に外来や検査部門を集約するなど、院内においても来院者の負担が軽減される配置を検討しています。

さらに、これらの検討に当たっては、障がいのある方や高齢者などの視点を取り入れるため、ユニバーサルデザインワークショップを開催し、誰もが利用しやすい病院となるよう取り組んでいます。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 初めに、新青森駅の西口駐車場等の利便性向上についてお答えいたします。

新青森駅の利便性向上について、西口駐車場と東口広場の設置管理者である青森市に確認したところ、西口駐車場については、昨年十一月の社会実験以降、混雑状況に応じて乗降場を降車専用とするほか、満車時には周辺の民間駐車場を案内していることから、年間を通して混雑状況は改善されているとの認識であり、今年度も継続対応を基本とする、東口広場は、バスプール及びタクシープールが西口駐車場の混雑期に合わせて混雑するほか、安全面への懸念から、交通事業者団体等が難色を示しているため、活用が困難、西口駐車場は、昨年度五十五日、このうち

二十七日は十二月から二月に満車となっている、東口広場の詳細な利用実態は把握していないとのことでした。

県としては、新青森駅の利便性が以前に比べて大幅に向上しているとは認識しておりません。青森市において、県民目線に立ち、しっかりと実態把握をした上で、東口広場の活用を含め、あらゆる方策を早期かつ具体的に検討していただきたいと考えております。

次に、ふるさと住民登録制度の概要についてお答えいたします。

ふるさと住民登録制度は、関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化等につなげるため、国が今年度新たに創設する制度です。具体的には、関心のある自治体を登録することにより、その自治体から地域に関する各種の情報提供や地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みが想定されています。

現在、国において、住民の登録や自治体の情報発信を行うプラットフォームとなるシステムやアプリの開発が進められており、本年十月頃と想定されている試用版完成後、モデル地域として選定されている自治体において実証を行った上で、本年度末に正式版が完成する予定となっております。

次に、ふるさと住民制度にどのように取り組んでいくのかについてです。

県では、ふるさと住民登録制度を通じて、関係人口が地域や住民との関わりを深めながら、担い手不足という地域課題の解決を図っていくことは、地域に活気をもたらし、その地域の発展につながるものと考えています。

このため、制度の詳細や国のモデル事業の実施状況などについて、庁内関係課や市町村と情報共有しながら、制度の効果的な活用方法を検討するとともに、新たな首都圏の拠点も活用しながら、幅広い分野の担い手確保や地域活性化につながるよう取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 御質問二点にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生状況及び県の受け止めと対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和五年五月に感染症法上の五類感染症に移行して全数届出が廃止され、その発生動向は、あらかじめ指定された定点医療機関から一週間ごとに報告される患者数の値で確認しております。

県内における一定点医療機関当たりの患者数の年ごとのピークは、令和五年が三十・三〇人（後刻「三十一・三〇人」に訂正）、令和六年が十七・九〇人、令和七年が九・四三人であり、流行規模は縮小傾向にあります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、五類感染症移行後も一定の発生は継続しており、国が公表する人口動態統計では死亡数が一定程度確認され、特に高齢者や基礎疾患がある方は重症化リスクが高いことから、県としては、引き続き発生動向を注視していく必要があると認識しております。

県では、今後も流行が見られる夏季や年末年始を中心に手洗い等の基本的感染対策の周知や、体調不良時の適切な受診の呼びかけを行ってまいります。

次に、県内の麻疹の発生状況及び県の受け止めと対策についてお答えいたします。

麻疹は、感染症法の定めにより、診断した医師に全数届出が求められている疾患であり、県内では、平成二十二年に七名の患者が発生して以降、現在まで患者は確認されていません。

一方、全国では、令和八年に入ってから患者の報告が増加しており、令和二年以降、最多となるペースで感染が拡大していることから、県においても、引き続き警戒が必要な状況であると認識しています。

県内で麻疹患者が発生した場合には、所轄の保健所において、患者の

行動歴や接触者の調査などの積極的疫学調査を実施し、感染経路の把握と感染拡大防止に努めます。また、医療機関や学校、保健所等の関係機関と連携し、患者発生に伴う必要な対策を講じるとともに、県民への迅速な情報提供を行い、迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

麻疹は、感染力が極めて高く、マスクや手洗いでは感染予防としては十分ではなく、ワクチンの接種が最も有効な予防法であるとされております。

麻疹・風疹ワクチンにつきましては、予防接種法施行令に基づきまして、一歳児を対象とする第一期及び小学校就学前年度の児童を対象とする第二期が設けられております。本県における令和七年度の接種率は、第一期が九四・六％、第二期が九三・五％となっております。

県では、発熱や発疹等の症状がある場合の速やかな受診について周知するとともに、市町村と連携しながら、ワクチン接種について啓発を行ってまいります。

それから、先ほどの新型コロナウイルス感染症の答弁の中で一点修正をさせていただきます。一定点医療機関当たりの患者数につきまして、令和五年度のところ、三十・三〇と申し上げましたが、正しくは三十一・三〇人でございます。訂正させていただきます。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 御質問七点にお答えいたします。

まず、今年度事業化された県道今別蟹田線小国峠工区の取組状況と今後の予定についてでございます。

小国峠の平坦化整備に向けては、これまで、今別町及び外ヶ浜町と情報共有しながら概略設計等を進め、昨年三月に現道活用区間とトンネル構造等を想定したバイパス区間の二区間で構成するルート案について、両町と基本合意に至っております。

このうち、現道活用区間約一・三キロメートルについては、道路拡幅及び急カーブの解消により、完了した箇所から部分供用するなど、整備

効果の早期発現が期待できることから、今年度、新規に事業化し、地形測量や道路詳細設計に着手したところです。

今後は、令和十四年度までの完成目標に向けて、必要な事業費確保や工事進捗管理等の事業マネジメントの下で着実に進捗を図っていきます。

次に、事業化されていないバイパス区間の取組状況についてでございます。

バイパス区間については、新幹線トンネルと新設道路が交差する場合の条件等を確認するため、令和六年度よりJR北海道と協議を開始し、概略設計段階においては、トンネルとの必要な離隔が確保されているため、バイパスの施工は可能との意見をいただいています。

今年度は、次の段階として、道路計画がトンネルに及ぼす影響を詳細に解析し、その結果について協議を進めることとしています。

このほか、その他の関係機関との協議や技術的課題の整理などを進めていきます。

続いて、県道三厩停車場竜飛崎線における避難路としての機能確保に向けた取組状況についてでございます。

国道三百三十九号と並行する県道三厩停車場竜飛崎線では、冬期間に津波災害が発生した場合等の地域住民の安全確保策として、令和六年度より外ヶ浜町がアクセス町道と県道交差点を除雪して高台避難用のスペースを確保し、県が冬期閉鎖の県道を不定期に除雪することで積雪量を一定以下に保つ実証実験を共同で進めています。

これにより、有事の際には国道三百三十九号からアクセス町道を経由して高台避難が可能となるほか、県道については、おおむね一時間程度で除雪を完了し、避難路を確保できることが検証されました。

今年度は、実運用に向けて実証を進め、町と連携して、緊急時における当該路線の通年での避難路機能を確認できる体制を構築することに加え、三月に試験除雪を実施し、冬期閉鎖の早期解除による防災機能の

さらなる強化についても検証していきます。

次に、道路除排雪について、青森市への財政支援の状況についてお答えいたします。

県から青森市への財政支援については、二月六日に市からの要請を受け、県として財政支援することを決定し、市内の生活道路における除排雪の実行を促したものです。

県から市への財政支援の執行に当たっては、特に除排雪が遅れていた工区については、県が実際に完了検査を行ったこと、財政支援を表明したことにより、生活道路の除排雪が実際に動き出し、二月二十一日には一定のめどが立ったという事実、除排雪業者への支払いに係る契約書や支払い伝票を確認できたことなどの確認と事実を踏まえ、県から財政支援の対象とした二月六日以降の作業を妥当と判断し、五月二十九日に九億二千五百六十二万八千円を交付しました。

次に、道路除排雪に関して、国や青森市とどのように連携していくのかについてでございます。

降雪エリア内において道路管理者間の連携は重要であり、これまで行ってきたスクラム除雪や交換除雪などを進化させていく必要があると考えています。

一方で、道路の除排雪は、道路法で定められている道路管理者である各自自治体がそれぞれ管理する道路について責任を有することから、青森市においては、県からの技術的助言などを踏まえた検証を進め、市民の理解と安心感につながる改善策を打ち出していくことが連携の前提となります。

次の降雪期までに道路管理者間の連携を進化させていくためにも、青森市には、検証結果や具体的な改善策を市民の皆様に分かりやすく、一日でも早く示してほしいと考えています。

次に、下水道管路の全国特別重点調査についてのうち、青森市における結果についてお答えいたします。

全国特別重点調査は、令和七年一月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、設置から三十年以上経過した直径二メートル以上の下水道管を対象に、令和七年三月に国土交通省が全国の自治体に対して調査を要請したものであり、令和八年四月二十一日にその結果が公表されました。

青森市においては、調査対象一万七千三百五十六メートルのうち、八百五メートルが原則一年以内の速やかな対策実施が必要とされる緊急度一、三百三十六メートルが応急措置を実施した上で五年以内に対策実施が必要とされる緊急度二、これら以外の一万六千二百十五メートルが対策実施を必要としないものと判定されました。

最後に、この調査結果を踏まえた青森市の今後の対応と、それに対する県の取組についてでございます。

青森市では、緊急度一の区間のうち、八重田合流二号幹線二百三メートルの区間で劣化した管の内側に新たな管を構築する管更生を一年以内に実施し、その他の区間でひび割れの補修に着手すると聞いております。

県としましては、青森市をはじめとする対象市町村に対して技術的な観点からの助言を行うとともに、対策の実施が着実に進むよう、国に対して必要な予算の確保を強く働きかけていきます。

○副議長（齊藤 爾） 病院局長。

○病院局長（泉谷和彦） 県立中央病院における他科紹介の状況、総合診療科の現状、課題についてお答えいたします。

県立中央病院は、県全域を対象とした高度・専門・政策医療の拠点病院であり、地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関となっております。

当院では、主に地域のかかりつけ医等からの紹介患者に対し、紹介状の内容に基づき、該当する診療科において、専門性の高い診療等を行っています。

この診療過程において、担当の医師が患者の症状等により当該診療科

の専門外であるが、院内の他の診療科での検査、治療等が必要と判断した場合、頼診などにより他科を紹介しています。

現在の県立中央病院では、総合診療科に所属する医師七名のうち、年間を通じて外来診療に対応できる常勤医師は一名となっております。二〇四〇年に向け、さらに少子高齢化が進む中で、ますます複合化する医療ニーズに対応するため、その必要性は一層高まっていくものと認識しています。当院は、専門研修基幹施設として総合診療専門研修プログラムを有しており、総合診療を主に担う総合診療専門医の育成、確保に努めているところです。

ただし、県内の総合診療専門医数は、他の専門医と比べると少ないことから、当院としては、まず、県内関係者が一丸となって、総合診療専門医、もしくは各専門領域における総合診療能力を有する専門医を育成する環境を整えることが必要と考えており、今年度、弘前大学に設立、運営される地域総合診療センターの取組に協力していきます。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 新青森駅東口バスプールに乗降用の駐車スペースを新設することに関する県警察の見解についてお答えいたします。

まず、県警察は、道路法により、道路の改築や区画線を設置する場合などには、道路管理者からの求めにより協議を受けております。

昨年七月、青森警察署が施設管理者である青森市から、新青森駅東口バスプールまたはタクシープールに一般車両の乗降用スペースを設置することに關して意見を求められました。本件は、道路法に規定する道路の改築や区画線の設置には該当せず、敷地内の改良に限るものであるため、法に基づく協議に当たりませんでした。一般論として、大型車両であるバスと一般車両が交錯することによる交通事故発生の懸念があるため、東口バスプールではなく、タクシープールに一般車両の乗降用スペースを設置するほうが好ましい旨の意見を伝えました。また、昨

年九月には、同じく青森警察署が青森市から、東口バスプール内に障がい者専用の駐車場または乗降用スペースを設置することに関して意見を求められました。こちらも道路法に基づく協議には当たりませんでしたが、設置について理解を示した上で、東口バスプールは一般車両進入禁止となっているので、障がい者スペースの利用者が分かりやすいように看板などを設置することが好ましい旨の意見を伝えました。

県警察といたしましては、施設管理者において交通事故防止に向けた措置を講ずるのであれば、新青森駅東口バスプールに一般車両の乗降用スペースや障がい者専用の駐車場・乗降用スペースを新設することに反対するものではありません。今後、施設管理者や道路管理者から相談があれば、交通事故防止や周辺交通に与える影響などを考慮した上で、適切に対応してまいります。

次に、運転免許証のマイナ一体化の運用状況等についての御質問のうち、マイナ免許証の取得手続及び取得のメリットについてお答えいたします。

免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証につきましては、有効期間内のマイナンバーカードをお持ちであれば、免許更新以外の機会においても、青森県運転免許センター、八戸、弘前、むつの各自動車運転免許試験場において取得することができます。次に、手続ですが、マイナ免許証を希望する方は、職員の補助の下、免許情報を記録するための準備作業をしていただいた上で、申請書を提出していただき、その後、写真撮影、免許情報の記録を受けていただくことで、マイナ免許証として御利用できるようになります。

マイナ免許証取得のメリットにつきましては、マイナ免許証を取得後は、免許更新時の講習区分が優良運転者講習または一般運転者講習の場合に、更新時講習をオンラインで受講できること、従来の運転免許証を保有せず、マイナ免許証のみを保有している方であれば、従来の免許証と比べ更新手数料が安くなることや、住所、氏名の変更を市町村に届け

出れば、警察への届出が不要になることなどがあります。

続いて、青森県内におけるマイナ免許証の保有内訳についてお答えいたします。

令和八年五月末時点で、従来の運転免許証を保有せず、マイナ免許証のみを保有している方が七千四百七十七人、マイナ免許証と従来の運転免許証の両方を保有している方が二万五千六百四人となっております。なお、運転免許証保有者数に占めるマイナ免許証保有者数につきましては、七十九万百十七人のうち、三万三千八十一人、保有率は四・一九％となっております。

最後に、マイナ免許証制度を周知するための県警察の取組についてお答えいたします。

県警察といたしましては、青森県警察ホームページへの掲載、運転免許窓口へのポスター掲示、チラシの配布、各種広報誌への掲載などにより、県民への周知を図っております。

今後も、青森県警察ホームページや各種情報媒体を活用し、広く県民への周知を図ってまいります。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） ありがとうございます。関連しまして再質問を順次してまいりたいと思います。

まず、新青森駅の利便性向上と交通安全の確保についてであります。西口立体駐車場の満車が年間五十日以上発生し、駅周辺道路では混雑や路上駐車が発生しております。現状を維持することが結果として別の交通危険を生み出している側面もあると思います。

東口バスプールの活用に当たっては、乗降車両に限定した短時間乗降スペースの設置であれば、動線分離や時間制限、監視カメラ設置あるいは人員配置等の安全対策を講ずることにより、実現可能性は十分検討に値するものと考えております。

そこで、改めて伺います。

青森市は、市議会での答弁等におきまして、県警察が反対しているの
でできないということを繰り返し述べておりますけれども、先ほどの警
察本部長の答弁との食い違いを感じますので、改めて確認の意味で、青
森市は県警察が反対していると主張しておりますけれども、県警察は東
口バスプールに乗降用の駐車スペースを新設することについて反対し
ているのか見解を伺います。

また、青森市から県警察を含む関係機関に向けて協議への参加要請が
来た場合、県警察は協議に応じるのかどうか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 繰り返しになりますが、県警察といたしま
しては、施設管理者において交通事故防止に向けた措置を講ずるのであ
れば、東口バスプールに一般車両の乗降用スペースを新設することに反
対するものではありません。

また、県警察に対して、青森市から協議への参加要請があれば、協議
に応じてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） よろしくお願いしたいと思います。

それでは、県にお尋ねいたします。

県の現状認識を青森市にしっかりと伝えていただいて、これは県のバス
協会も含むことになりますので、あるいはＪＲ東日本とも関連すること
もありますので、できれば県も参加いただいて協議を進めていただくよ
う強く要望するものでありますが、改めて確認する意味で、県の考えを
伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 市に対しては、先ほど御答弁
いたしました県としての現状認識はしっかりと伝えたいと思います。ま
た、関係者協議の場には県も参加した上で、新青森駅の利便性向上を図
っていききたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） よろしくお願いしたいと思います。

それでは、県道今別蟹田線小国峠工区に関連し、バイパス区間の取組
について再質問いたします。

先ほどの答弁で事業化に向けた手続や調査が着実に進められている
ことが確認でき、大変心強く感じております。しかし、道路の建設に当
たっては、その具体的なルート案が地域の生活環境や経済活動に与える
影響は極めて大きく、地域住民の最大の関心事でありますルートの決定
プロセスが不透明であったり、住民への説明が不足したりすれば、後々
の合意形成に大きな支障を来しかねません。

そこで、このバイパス区間のルート案について、県は今後、どのよう
なタイミングで、どのような手法を用いて地域住民へ周知し、意見を反
映させていく考えなのか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） バイパス区間のルート案につきましては、
関係機関との協議等が調い、事業化された段階で、事業説明会などを通
じて地域住民の皆様へ周知してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 今度は道路除排雪の取組でございます。

国や青森市との連携についての県の考え方を先ほど御答弁いただき
ました。しっかりと認識していただいていることは心強く感じていると
ころでありますけれども、現状、県から投げかけられた技術的助言、こ
の取扱いというのが、次の冬に向けて、市と改善に向けた協議をする上
での俎上にどうしてもある話なんだろうと。昨日現在、確認した時点で
は、まだ青森市からの方針の表明等はなされていないということもあり
ますので、改めて確認の意味でお聞きいたします。

特に除排雪事務の改善においては、技術的助言をどのように実際の運
用や路線連携に落とし込むかという検証が命だと思えます。これが冬の

直前になって公表されたのでは現場の体制構築や予算措置が間に合いません。

県と青森市が真に実効性のある連携を緊密に行うためには、技術的助言を踏まえた除排雪事務の具体的な改善策について、国も交え、シーズンオフである今の時期から早期に検証を行い、速やかに県民、市民に公表すべきと考えますが、県の認識を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） まず、先ほどの答弁の繰り返しとなりますけれども、道路の除排雪は、道路管理者である各自治体が責任を有しており、青森市が検証と改善策の打ち出しを行うことが原則であると認識しております。

その上で、県では、これまでに青森市内分の除排雪データを全て提供するなど、検証のための支援は惜しまず対応しているところでございます。青森市から実務的な相談等があれば、今後とも可能な限り対応してまいります。その上で、次の降雪期までに道路管理者間の連携を進化させていくためにも、青森市には一日でも早く具体的な改善策を示してほしいと考えています。

なお、道路除排雪については、青森市のみならず、降雪市町村との連携を進めていきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 青森市との連携をしっかりと踏まえた上で次の冬に備えていただくということについて、青森市内に住んでおります市民の皆様、また、広く青森市に通勤されている県民の皆様方も関心を持って見ていることと思います。そのような意味で、県は、夏頃に県としての県管理区間の改善策について考え方を表明するということを既に明らかにしておりますので、その表明と間を置かずにといいいますか、できるだけ市からの、県が問いかけをしている技術的助言についての考え方も出していただいて、しっかりと国にも入ってもらいながら——国、県、

市は一体です。どの道路が市なのか、県なのか、国なのかというのは、そこに住んでいる住民は関係ありませんので、やっぱりよい除排雪事務が次の冬に向けて整えられるようにお願いしたいと強く希望したいと思います。

最後の再質問になりますけれども、マイナ免許証についても答弁をいただきました。

残念ながら、まだまだ保有率が低いということで、私自身も本当に今、まだマイナ免許証に切り替える決断ができずにカードの免許証のままになっていたもので、今日の答弁を受けてまた検討したいと思うんですけども、これをさらに普及させていく上で、マイナ免許証は利便性向上に資する制度である一方、多くの情報を一枚のカードに集約することから紛失時の対応に不安を感じている県民も少なくないと思います。従来の免許証であれば、警察署や免許センターで即日再交付を受け、その日のうちに再び運転することが可能でした。しかし、マイナ免許証を紛失した場合、再交付までの期間、自動車の運転は認められるのか、あるいは免許不携帯のような扱いになってしまうのか、住民は不利益を被らないために、まず、どこへ連絡し、手続をどうすればいいのか、県民の不安をしっかりと払拭するため、万が一の際の具体的な紛失時の対応について伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） マイナ免許証を紛失した場合には、まず、市町村においてマイナンバーカードの再交付を受けていただきます。その上で、青森県運転免許センター、八戸、弘前、むつの各自動車運転免許試験場のいずれかにおいて、再交付されたマイナンバーカードに免許情報の記録を受けていただくことで、再びマイナ免許証として御利用できるようになります。

○副議長（齊藤 爾） 伊吹議員。

○四十七番（伊吹信一） 分かったような、分からないような、分かる

ように努力したいと思うんですけども、一点だけお願いしたいのは、過日、運転免許センターで、こうした免許更新の事務をされている方のお話を聞いたときに、マイナ免許証であればオンライン手続で全てできるかのような説明をしている場面がありました。でも、本日の答弁を聞く限りは、講習をオンラインで受けるというだけの話なので、誤解を与えないように、いま一度、センターの職員の皆様方にも説明時の注意を促していただこうお願いしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後三時三十四分休憩

午後三時五十分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十四番大澤敏彦議員の登壇を許可いたします。——大澤議員。

○十四番（大澤敏彦） ただいま議長より登壇のお許しをいただきました自由民主党の大澤敏彦でございます。本日最後の質問になりますが、通告に従いまして、所感を申し上げながらお聞きしてまいりたいと思います。

今回、議員の皆様方の御理解と御協力により、ニュージーランドのリンゴ産業の状況や、青森県や国内全体のリンゴ産業への影響など、参加者それぞれの目的を持ちながら、様々な観点からとても有意義な調査をすることができました。

現在、海外から日本へのリンゴの輸入は、二〇二二年以降、その全てがニュージーランド産であります。二〇二〇年に約七千二百トンだったものが、二〇二五年には一万三千トン以上と約一・八倍近くとなり、急激な増加傾向にあります。現地での話を聞いてみますと、日本はとも注目されているマーケットであり、今後さらに増える可能性が高いだろ

うと感じました。同時に、ニュージーランド産がたまに買う珍しい果物から、夏場に日本の食卓に上がる普通のリンゴへと定着していくのだから、このことをこれまでの数字が物語っているのかなと危機感もありました。ですから、何としても国内産の適正な生産量と価格を維持することが重要であると考えます。

そこで、最初に、リンゴの生産振興についてお伺いしたいと思います。近年、結果樹面積の減少に加え、大雪によるリンゴ樹の雪害や春先の天候不順による結実不良、さらには熊や鳥などによる鳥獣被害も頻繁になり、大きく生産量が減少しており、それに伴い、価格は異常なほど高騰しております。確かに、生産者にとってはありがたいことではありますが、このような状況が海外からの輸入の増加につながっている一つの要因であるかと思われます。

本県は、国内外へ高品質な果実を安定供給することで日本のリンゴ産業の基盤を力強く支えています。これを継続するために、まずはその対策の一つとして、リンゴの生産量確保に向け、さらに高密度栽培を普及すべきと考えますが、県の取組についてお伺いいたします。

次に、雪害等の復旧や高密度栽培の専用苗木などの供給不足が続いています。

そこで、高密度栽培に必要な苗木の確保に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、移住促進についてお伺いいたします。

今年の一月二十二日から、長野県伊那市のイターン、ウターンによるリンゴ園新規就農の先進地を調査いたしました。伊那市では、リンゴ生産に係るイターン、ウターン事業で、東京ビッグサイトで開催されている新・農業人フェアへブースを出展し、移住支援等の相談会を開催しているとのことでございます。その上で、申込みされた移住者が過去五年間で就農が六十七件あり、そのうち、これまで離農された方は五件のみのことでした。その方々も経営の悪化ということではなく、体調の不

良など、やむを得ない理由がほとんどだそうです。官民学の組織で新規就農支援協定を締結し、移住者のできる限りのサポートをしているということでした。東京圏内や名古屋市など、大都市が近い環境的なこともあります、すばらしい実績を残している地域でした。これは、農業関係の一つの事例であります。

先日、厚生労働省が二〇二五年の人口動態統計概数を公表しました。国内で生まれた日本人の子供の数は六十七・一万人で過去最少となり、二〇二四年比二・二％の一・五万人減とのことであります。本県も、農業関係を含め、青森暮らしサポートセンターを窓口として、多様な方面から移住支援を行っていることと理解しています。一部先日の地方紙においても報道されたようであります。

そこで、一つ目に、青森暮らしサポートセンターの相談体制と相談対応実績について伺いいたします。

二つ目に、移住促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、狩猟者の確保・育成に向けた取組について伺いいたします。今やマスコミを通じて「熊」の文字を目にしない日はなく、地元新聞社のネット記事にも専用の特設コーナーが新設されるなど、熊に対する県民の不安と関心はかつてない高まりを見せております。

県は、令和七年十一月にツキノワグマの第二種特定鳥獣管理計画を策定し、ゾーニング管理や生息環境管理、被害・侵入防止対策を行いつつ、令和十三年度までを区切りとして、約千二百頭を目安に管理していくこととしております。

また、今年の六月二日に開催されたツキノワグマ保護管理対策検討委員会では、今年度の推定個体数を二千三百八十八頭と算出した上で、捕獲目標数を四百三十八頭としております。計画に即して目標頭数をしっかりと示していることは、県民の安全を守るための迅速な決断であり、高く評価されるべきものであります。

しかし、この計画を実効性あるものにするためには、現場で捕獲を担うハンターの存在が不可欠であります。今後、生息調査により推定個体数を把握しつつ、計画の目標を達成するためには、自然増加分も加味すると、毎年数百頭規模の極めて高い水準での捕獲対策を継続していく必要があるものと推察されます。

先月、私の地元平川市の水田地帯において、民家や小学校に近い人の生活圏に熊が出ました。県内では八戸市の初の事例に続き、平川市での事案が県内二例目、そして、津軽地方初となる緊急銃猟が迅速に実施されました。その後の青森市での三例目へと続く緊迫した事態の中で、地域住民の命を守る極めて重要な先例となりました。これらを踏まえ、以下二点について伺いいたします。

これまでに県が実施してきた狩猟免許証等取得促進事業などの効果と、新規狩猟者の確保における手応えや現在の課題をどのように認識されているか、具体的な取組状況を含め、一点目として、鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者の確保、育成の取組状況について伺いいたします。

二点目として、個体数抑制目標を確実に達成し、県民の安全を中長期的に守り抜くためには、意欲ある新規参入者を一人でも多く増やし、育成していく体制基盤の強化が急務であります。初期費用の助成拡充はもちろん、市町村職員を捕獲の担い手として育成する各種支援など、現場に寄り添った多角的な支援が求められます。

そこで、県は、狩猟者の確保、育成にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

続きまして、弘南鉄道弘南線への支援について伺いいたします。この件につきましては、令和七年二月定例会一般質問におきまして、弘南鉄道大鰐線の運行休止後の代替交通の確保の問題と共に伺いしております。私からは、沿線には教育機関のほか、スポーツ施設や誘致企業が所在しており、通学、通勤などで多くの方々にご利用されている

旨、並びに鉄道事業者は、厳しい経営状況を踏まえ、弘南線に経営資源を集中し、安全に配慮しつつも、可能な限りの経営努力に取り組むこととしていくことをお話しさせていただきました。県からは、同路線について、沿線市村が国の制度支援に加え、十年間の弘南鉄道維持活性化支援計画に基づき、令和三年度から修繕費を支援してきましたが、本年一月に支援計画を見直すことを合意した、新たに県内小・中学校等の遠足利用の運賃無償化や、国内外の観光客への情報発信等による利用促進に取り組んでいくなどの御答弁がございました。

その後、同事業者から、本年二月、物価高騰による修繕費や諸経費の増加による計画の見直し、経営状況についての説明とともに、中長期計画が改定されました。これを受け、同月十二日には、沿線市村代表より、弘南鉄道弘南線に関する要望書にて、宮下知事に対しまして、財政支援や維持方策検討への県の参画などの要望があったものです。

そこで、弘南鉄道弘南線に対して、今後どのように支援していくのかを確認する趣旨で、改めて二点について伺いいたします。

一点目として、弘南鉄道弘南線の安全運行確保に向けた県の取組について伺いいたします。

二点目として、弘南鉄道弘南線の広域交通機能の維持に向けた沿線市村及び県の取組について伺いいたします。

次に、青森―台北線の利用促進について伺いいたします。

観光庁が発表した宿泊旅行統計調査速報値によりますと、二〇二五年の青森県の延べ宿泊者数が約五百十二・六万人泊でありました。うち日本人が四百六十・四万人泊、外国人が五十二・二万人泊であり、二〇〇七年の調査開始以降、過去最多を記録し、全体の伸び率は全国一位であり、外国人延べ宿泊者数も過去最多となったとのことであります。特に、外国人延べ宿泊者数は、初めて五十万人を突破し、県の観光戦略における二〇二八年までの目標値を三年前倒しで達成しました。円安を背景にインバウンド増加が全体を押し上げたほか、課題だった冬季で増えたこ

となどが要因であることが報じられています。

また、青森空港発着の国際定期便で三月二十九日から増便されたソウル線と台北線の四月末までの利用率速報値では、ソウル線は七六・七％、利用客数で六千八百一人、同じく台北線は八五・四％、九千六百六十八人であり、共に昨年四月の利用率を上回っており、青森県は上々の滑り出しとの報道がありました。

夏ダイヤに切り替わった三月二十九日からソウル線は週三便から週五便に、台北線は、四月二十七日から五月三十一日を除き、週三便から週七便にそれぞれ増便し、青森空港の国際定期便は、過去最多の週十二便体制となっております。

東北運輸局によりますと、青森県を訪れるインバウンドの四割以上が台湾からようで、増便のエビデンスとなっているものと考えます。インバウンドが増えることは、本県にとつては大変にうれしいことではありますが、その一方で、アウトバウンドは、台北線に搭乗する方の九割以上が台湾の方であることも報道されております。

そこで、二点伺いいたします。

一点目として、青森―台北線の今年度の利用状況について伺いします。

二点目として、青森―台北線の便数の維持、定着に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、介護人材確保対策について伺いいたします。

本年四月の地方紙におきまして、青森県内の令和七年度の有効求人倍率は、前年度を〇・〇一ポイント下回る一・〇九倍と三年連続低下したものの、企業の人手不足を背景に五年連続で一倍を超え、新規求人倍率は三年ぶりの上昇で、十三年連続で一倍を超えたようであります。同局の資料により、その内訳を見ますと、医療が全体の八％、介護・福祉関連が一五％弱と、合わせて二三％近くにも及ぶとのことであり、驚きました。これは、高齢化、人手不足が常々問題となる建設業の数字を

大きく上回るものでした。

昭和二十三年に保健師助産師看護師法が制定されて以来、七十八年が経過しておりますが、この間に時代のニーズに合わせ、二十回以上この法律は改正されてまいりました。大きな改正には、男子への業務許可と資格名称が挙げられております。

そもそも、看護師が担っていた介護は、昭和六十二年に介護福祉士制度が誕生し、平成年代後期、高齢化の進行により、看護師だけに頼るのではなく、専門的な介護のプロが必要になった歴史がございます。あおり高齢者すこやか自立プラン二〇二四においても述べられているように、人材不足が加速していくのだろうと思われまします。また、令和八年度当初予算でも、人材確保のため、新たに予算化している中、県としての取組を確認する趣旨で、二点お伺いいたします。

一点目として、介護人材確保のための県のこれまでの取組についてお伺いいたします。

次に、介護人材の不足が見込まれる中、介護人材の確保に向けて、今年度どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

続きまして、青の煌めきあおもり国スポ・障スポについてお伺いいたします。

昭和五十二年のあすなろ国体以来、実に四十九年ぶり二回目となる本県での第八十回国民スポーツ大会が開催されます。広く国民の間にスポーツを普及し、国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するため、昭和二十一年、国民体育大会でスタートしたこのイベントは、SAGA二〇二四国スポよりその名称が国民スポーツ大会に変わり、最初の本大会として始まりました。この国体から国スポへの過渡期において、本県は非常に重要な役割を担ってきたと承知しております。

あすなろ国体は、史上初めての完全国体として、冬季大会、夏季大会、秋季大会と全シーズンを単独で開催したわけですが、完全国スポは、一

月から二月に開催される冬季大会と十月に開催される本大会の全てを同じ年に単独の都道府県でまとめて開催する形式のことであります。完全国体同様、開催が非常に難しく、今後の国スポの負担軽減の先行事例として全国から注目を集めていると伺っております。

冬季大会は、一月三十一日から二月八日までスケート競技、アイスホッケー競技が八戸市及び三沢市で、二月十四日から二月十七日まで大鰐町及び秋田県鹿角市で行われ、熱戦が繰り広げられました。一月三十一日に八戸市公会堂であるSGGROUPホールはちのへにおいて、二月十四日に平川市文化センターであるタカシン文化センターにおいて、宮下知事出席の下、盛大に開始式が開催され、本県三市町と秋田県鹿角市で競技がスタートいたしました。

昨日、清水議員からもありましたが、本県勢は、前半のスケート競技での金メダルをはじめとして、アイスホッケー競技での準優勝、スキー競技の活躍で、冬季大会総合成績では第三位の大躍進を遂げております。

そこで、一点目として、冬季大会における成果と課題についてお伺いいたします。

次に、二点目として、いよいよ今秋十月十日より開催される本大会に向けて、冬季大会の成果と課題を踏まえ、国スポ本大会及び障スポの開催に向けて、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

最後に、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催に向けた県民・事業者の機運醸成についてお伺いいたします。

国スポの男女総合優勝である天皇杯と、女子総合優勝杯「皇后杯」は、冬季大会と十月の本大会の得点を全て合算して決定するため、二月から本大会のある十月までは、約八か月もの空白期間があります。この期間、中だるみをさせず、県民の熱意を維持、拡大することが最も重要と思われまします。

他県の例を申し上げますと、令和六年開催の佐賀大会では、長期的な

若手アスリート育成・プロ化支援プロジェクトであるSAGAスポーツピラミッド構想と大会運営を深く連動させる取組、令和五年開催の鹿児島県では、県内の全小・中学校が全国四十七都道府県それぞれの特産品や応援メッセージを描いた手作りのおもてなしのぼり旗を制作し、SNSを通じて全国への拡散、令和四年開催の栃木県では、イメージソングに合わせたいちご一会ダンスを県内の全ての保育園、幼稚園、小学校の運動会や地域のイベントで徹底的に普及させ、動画投稿企画などを実施したようであり、それぞれ工夫を凝らした取組が見られたところであります。

本県でも市町村と連携した上で機運醸成に関する様々な活動をしていると思いますが、選手団を含め、他県から多くの人が本県を訪れることに着目し、青の煌めきあおもり推し土産総選挙を実施することとなります。この取組により、県民、事業者の機運や、本県土産品の知名度がさらに向上することを期待し、二点お伺いいたします。

まず、青の煌めきあおもり推し土産総選挙の概要についてお伺いいたします。

次に、商品のエントリー状況と、今後の進め方についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 大澤敏彦議員にお答えいたします。

私からは、まず、リンゴの生産量確保に向けた高密度栽培の普及に関する県の取組についてお答えいたします。

県では、まずは高密度栽培の導入を希望する生産者に対して、初期投資の負担軽減を図るため、各地域の果樹産地協議会等と連携し、国の事業活用を促しています。

また、津軽地域の四か所で現地研修会を開催し、先駆的に取り組む生産者と指導者が情報交換をしながら、青森県に適した技術体系の構築を

図ってまいります。

さらに、県産業技術センターりんご研究所において、栽培特性や経済性、省力機械の実用性を検証しているほか、今年度から新たに高密度栽培に大規模に取り組んでいる法人等で構成するコンソーシアムを立ち上げ、収穫作業機械の導入による省力化の実証等にも取り組むこととしております。

続きまして、青森暮らしサポートセンターの相談体制と相談対応実績についてお答えいたします。

青森暮らしサポートセンターでは、専任の相談員を配置し、本県の仕事や暮らしに関する相談者のニーズにきめ細かく対応するとともに、移住支援制度や移住イベントの案内など、幅広い情報を提供しております。

同センターにおける令和七年度の相談件数は二千二百三十五件で、対前年比百九十三件、九・五%の増となっております。仕事に関する相談が約八割を占めています。このため、同フロアにあるハローワークと連携した就職・転職支援を行っているほか、創業、起業や就農などの専門的な知識を要する相談については、関係部局と連携して必要なアドバイスを行っております。

次に、移住促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

本県への移住者の増加を図るためには、本県への移住相談者が増加傾向にある二十代から三十代をターゲットとした取組が重要であることから、県では、本県の仕事や暮らしやすさを体験する機会を提供するほか、首都圏に暮らし、転職や子育てなどのテーマに関心がある女性と先輩移住者との交流会を開催することとしています。

また、夏の帰省時期に合わせて、新聞広告をはじめ、県の公式SNSや移住・交流ポータルサイト「あおもり暮らし」などを活用し、本県への還流を呼びかける私からのメッセージを発信するなど、様々な機会を捉えて、本県の仕事や暮らしの魅力と移住支援制度の周知に取り組み、

一人でも多くの移住者の獲得につなげてまいります。

続きまして、介護人材の確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

今年度は、介護人材の確保、育成、定着に県が関係機関と協働して取り組む新たな体制を構築し、介護サービス事業所への支援をさらに充実させていきます。

具体的には、多様な人材確保に向けたワンストップ型の支援、介護職員が介護福祉士の資格を目指す際に必要となる実務者研修などの受講や、研修を受講する間の代替職員の雇用に関する支援、スポットワークを活用した補助的職員の確保に関する支援などに取り組んでいきます。

さらに、介護現場の生産性向上を通じた定着促進のため、引き続き、介護テクノロジーの導入とノーリフティングケアの推進により、介護職員の負担軽減や業務効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上にもつなげる取組をより一層強化してまいります。

続きまして、冬季大会における成果と課題についてお答えいたします。

八戸市及び三沢市で開催された青の煌めきあもり国スポ冬季大会スケート・アイスホッケー競技会、大鰐町及び秋田県鹿角市で開催されたスキー競技会では、全国から選手、監督をはじめ、競技役員及び一般観覧者を合わせて、それぞれ三万人が来県され、国内最高峰レベルのスピードや技術を競う熱戦が繰り広げられました。

会場の市町、競技団体及び県内高等学校等の御協力の下、各競技とも開会式、競技会及び表彰式の運営はおおむねスムーズに行われたものの、スキー競技会において、各種情報伝達の遅れ、式典や競技会の運営方法などに関して、一部の選手団からの指摘がありました。

一方で、各協議会に設置した振る舞いブースでは、会場の市町のほか、地元の団体等にも御協力いただき、選手団や一般観覧者に青森県産品を活用した温かい汁物や、ジャンボアップルパイを無償で提供するなど、

青森の冬季ならではのおもてなしにより、皆さんをお迎えすることができたと考えております。

次に、冬季大会の成果と課題を踏まえた国スポ本大会及び障スポの開催に向けた県の取組についてお答えいたします。

会期前を含む国スポ本大会では、県内二十二の会場地市町村が各競技の式典・協議会運営を、県は、国スポ・障スポの開・閉会式といったより大きな式典と、参加者に配慮を要する障スポの競技会を担当し、県民の皆様と一丸となって取組を進めていきます。

県としては、冬季大会において明らかとなった課題について、会場地市町村とも十分に情報共有し、国スポ本大会・障スポの適切な運営につなげるとともに、冬季大会で培ったおもてなしの心をしっかりと引き継ぎ、国スポ本大会・障スポが、選手、監督をはじめ、全国から来県される方々はもとより、県民の皆さん一人一人の記憶に残る大会となるよう、青森県がスポーツで一つになる、県民の心がスポーツで一つになることを目指して、全県を挙げて取り組んでまいります。

私自身も、会場となる二十二市町村を今週末までに一巡いたしました。大会に携わる全ての市町村の職員に対し激励をし、また、本大会に向けた取組の強化について、直接伝えてまいった次第であります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 青森―台北線の便数の維持、定着に向けた県の取組についてお答えいたします。

青森―台北線は、本年夏ダイヤに続き、冬ダイヤにおいてもデیلیー運航となることが決定されました。

これを受け、県は、関係団体と共にミッション団を結成し、先月、台湾のエバー航空本社などを訪問し、来年以降のデیلیー運航の継続を要請したところ、エバー航空からは、同社と本県の双方が利用者増加のための取組を一層強化する必要性について言及がございました。

県といたしましては、引き続き、メディアやSNSなどを活用し、台湾と本県の双方でデیلیー運航による利便性の向上や、それぞれの地域の魅力を発信することで、青森―台北線の利用を促進し、デیلیー運航の維持、定着を図ってまいります。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 弘南線の安全運行確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、これまで、弘南鉄道弘南線の安全運行確保に向けて、国等と協調した安全輸送設備等の整備に対する事業者への補助や、支援計画に基づき修繕費支援を行う沿線の市村への補助を行っています。

また、物価高騰等により弘南線の事業継続が厳しい状況に置かれていることを背景として、今年度からは、沿線の市村が支援拡充する安全輸送対策に要する人件費分についても、沿線の市村と共に支援することとしています。

このほか、県内鉄道事業者同士の連携促進のため、令和七年度から開催している青森県ローカル鉄道連携会議では、安全・安定輸送の確保を取組テーマの一つに掲げて取り組んでおり、青い森鉄道株式会社からの呼びかけで民鉄二社が安全訓練に合同参加するなどの成果が出ております。

次に、弘南線の広域交通機能の維持に向けた取組についてです。

弘南鉄道弘南線の広域交通機能の維持に向けては、本年二月の沿線市村長からの要望も踏まえ、将来にわたり、県民や本県を訪れる方々の足を維持するため、国の地域公共交通再構築調査事業を活用した上で、沿線の市村と連携しながら、県が主導して検討を進めることとしています。

本年四月には、交通事業者、沿線の市村、国及び県で構成する弘南鉄道弘南線沿線地域交通検討会議を設立したところであり、今後は、地域の公共交通の実態把握や鉄道事業の将来見通しについて調査、分析を行

い、持続可能な維持方策について、データに基づいて検討を進めていくこととしております。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 二点についてお答えいたします。

まず、狩猟者の確保、育成の取組状況についてでございます。

県では、新規狩猟免許取得者の確保に向けて、令和七年度から狩猟免許試験の回数を四回に増やすとともに、免許試験や猟銃等の取得に要する費用の一部助成を始めたところでございます。この結果、令和七年度の新規狩猟免許取得者は延べ三百八十三人と、前年度よりも九十九人、約三五％増加しております。

また、狩猟者の捕獲に係る知識や技術の向上に向けて、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなどの大型獣の捕獲技術向上を目的とした研修を継続して実施してきており、令和七年度は大型獣の捕獲方法を学ぶ知識講習や射撃実習を行う狩猟技能講習、巻き狩りに同行する狩猟体験に三十一名が参加していただいたところでございます。

続きまして、狩猟者の確保、育成にどのように取り組んでいくのかについてでございます。

県といたしましては、狩猟免許資格（後刻「狩猟免許試験」に訂正）の受験環境の改善や試験等に要する費用の一部助成、先ほど申し上げた取組を続けるほか、このたび県が採用したガバメントハンターが講師となり、市町村等関係者を対象に捕獲技術の向上を図る講習会の開催、夜間の銃猟に対応できる捕獲従事者を確保、育成するための狩猟者の県外研修派遣に取り組むこととしております。

今後、国や市町村、それから狩猟者団体などと連携、協力しながら、狩猟者の確保・育成対策に計画的に取り組んでまいります。

大変申し訳ございません。先ほどの答弁の中で、狩猟免許試験と申し上げるところ、資格と申し上げましたので、訂正させていただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 介護人材確保のための県のこれまでの取組についてお答えいたします。

県では、介護人材の参入促進の取組として、介護未経験者に対する入門的研修のほか、介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金や、一旦介護現場を離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付け等により、介護現場の就労に結びつける取組を行っております。

また、労働環境・処遇の改善による定着促進の取組としまして、介護職員の負担軽減や業務効率化のため、介護ロボットやICTの導入支援、ノーリフティングケアの推進などの介護現場の生産性向上のほか、介護職員等処遇改善加算の取得促進などの賃金改善を実施しております。

また、資質の向上の取組としまして、経験や能力に応じた各種研修の実施により、介護職員がキャリアアップできる環境を整備しています。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 青の煌めきあおもり推し土産総選挙に関する御質問二点についてお答えします。

まず、概要についてです。

本事業は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催期間中に多くの方々が来県することを絶好の機会と捉え、本県土産品の認知度向上と、両大会に向けた県民、事業者の機運醸成を図るため、本県土産品の人気投票「青の煌めきあおもり推し土産総選挙」を実施するものです。

具体的には、食品、お菓子、ソフトドリンク、お酒、工芸品・雑貨の五部門において、事前にエントリーされた商品の中からウェブ投票によりグランプリ等を決定し、その結果を来県者等へ広く周知していきます。

次に、商品のエントリー状況と今後の進め方についてです。

商品エントリーの総数は百六十件で、部門ごとの内訳は、食品四十五

件、お菓子四十件、ソフトドリンク十八件、お酒二十四件、工芸品・雑貨三十三件となっています。

今後は、七月一日から七月三十一日まで投票を受け付け、九月一日にグランプリ及び上位入賞商品を発表する表彰式を行います。その後は、グランプリ及び上位入賞商品を中心にウェブサイトやSNSによる情報発信を行うとともに、土産品店でのPR強化を行うこととしています。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（工藤泰正） 青森―台北線の利用状況についてお答えします。

青森―台北線の令和八年四月から五月までの利用者数は一万五千六百八十九人で、利用率は八三・六％、利用者数に占める外国人の割合は九四・五％となっています。

前年同期と比較すると、利用者数は九千七百二十八人増加し、利用率は一八・五ポイント上回っており、本年三月末からの増便の効果が現れているものと考えています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 高密度植栽培に必要な苗木の確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

高密度植栽培の専用苗木の生産については、使用する台木の繁殖効率が低いことや、枝の発生を促す処理が必要になるなど、従来の苗木生産よりもコストや労力が増えることに加え、県内に生産している苗木業者が一人のみであったことから、需要に対して供給が追いついていない状況となっています。

このため、県では、苗木の確保と生産事業者の拡大を目的に、令和六年度から高密度植栽培用の苗木や台木の増産に要する掛かり増し経費の一部を支援しており、令和七年度は、既存の苗木業者に加え、JA全農あおもりと青果市場関連会社が事業を活用して、苗木約二万五千本、台

木約二万七千本の増産に取り組みました。

今年度も苗木等の増産に対する支援を継続するとともに、県産業技術センターのご研究所と連携し、台木の効率的な繁殖技術の開発や、繁殖が容易な台木の選抜試験を実施するなど、より効率的な苗木生産方法の開発にも取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 大澤敏彦議員。

○十四番（大澤敏彦） 二、三要望を含めてお聞きいたします。

今お伺いしましたように、苗木の増産に向けた補助事業も行っておりますが、現在も不足が続いております。というのは、苗木生産には一定の時間がかかることから、なかなか今の事業に追いついていないという状況かと思えます。特に、高密度植専用苗木は面積当たりの本数が多いため、品種を接ぎ木するための台木の生産が先になりますので、今、農林水産部長が申し上げたとおり、その専用圃場が必要になると思います。

先般のニュージーランド調査の苗木業者では、大規模な台木専用の圃場で生産が行われ、苗木の約十倍の台木を生産しております。ニュージーランドでは樹形がほとんどわい化栽培ということで、この台木が一〇〇％使われるんだらうと思えますけれども、日本のようにマルバ台木がないので。そういう関係もありますけれども、今、本県の苗木業者さんも台木の専用圃場を確保したというお話を聞きましたが、その台木を生産するにももう少し時間がかかるということでありますので、早めに出の改植事業を進めていくためには一年でも早く台木が必要だということでございますので、引き続き、私も担当課との情報交換をしていきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、移住促進についてですが、先ほど申し上げたとおり、農業関係ですけれども、長野県の移住促進が素晴らしいものでした。でも、本県でもすばらしい実績を上げていることにはとても感銘しておりますけれども、先ほど知事が申し上げたように細かに情報を発信しているということ、若年層が多いことや自然環境を求めて移住する方が多

いということでありますので、その方々にマッチした細かな情報が発信されたということが言えると思えます。ぜひ今後とも、さらに有効な情報の発信や相談対応を促進し、多くの移住者獲得に向け、人口減少に歯止めをかけてほしいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、青の煌めきあおもり国スポについてですが、つがる市で、理事者、議員全員が今定例会で国スポに向けたポロシャツを着用して定例会に臨んでいるという新聞の記事も見ました。地元平川市でもあちこちに横断幕を掲げたり、郵便物やいろいろなグッズなど、頻繁に目にするようになりました。本大会までさらにこの機運を上げていくように、県全体一丸となって大会の成功に向けて進んでいくことをお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。

なお、明二十日及び二十一日は県の休日ですから休会であります。六月二十二日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十二分散会